

～公園便所の適正な整備・管理に向けて～

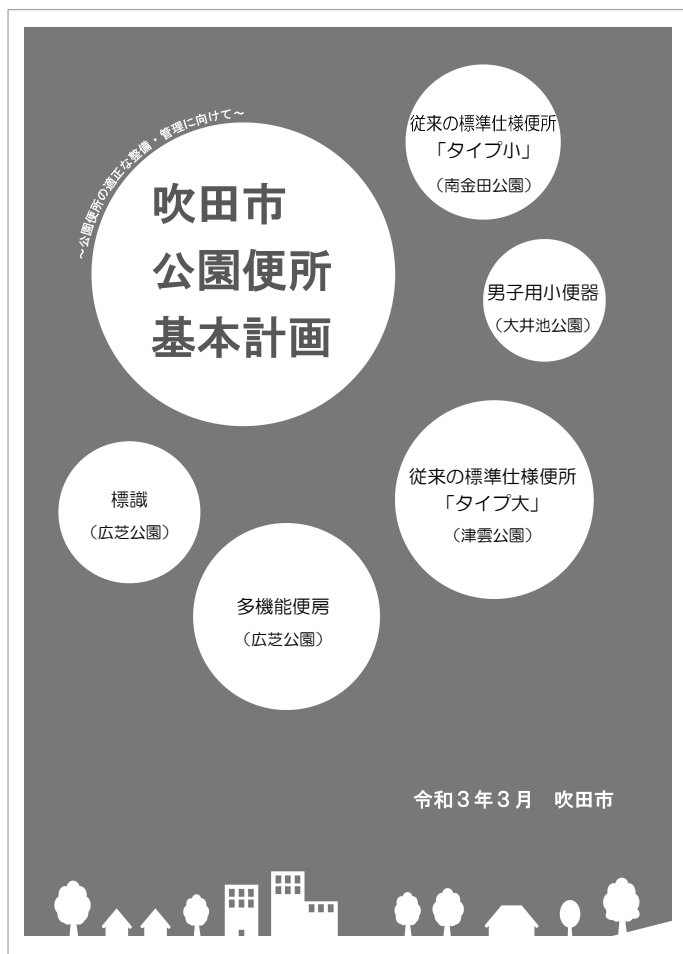
吹田市 公園便所 基本計画



令和3年3月 吹田市
(令和5年11月一部改訂)



表紙写真



目次

第1章 本計画のあらまし	1
1 本計画の構成	2
2 本計画策定の背景と目的	3
3 本計画の位置づけと内容	4
4 対象とする便所の範囲	4
5 本計画の期間	4
第2章 公園便所の現況と課題	5
1 設置状況	6
(1) 設置公園と設置数	6
(2) 設置現況図	7
2 現況調査	8
(1) 建築年数と処分制限期間	8
(2) 都市公園移動等円滑化基準の適合状況	9
(3) 気づき(位置、見通し、明るさ、快適性、臭い)	11
(4) 都市公園における避難地指定状況	13
(5) 現況調査結果概略図	14
3 維持管理の現状	15
(1) 維持管理費	15
(2) 市民要望	16
4 市民意識	17
5 課題の整理	18
第3章 本計画の基本方針	19
1 基本方針	20
第4章 公園便所の設置基準	21
1 設置基準	22
(1) 設置基準	22
(2) 都市公園等計画区域別の設置対象公園と標準設置数	24

第5章 公園便所の仕様標準 25

1	規模・構造・配置・主要設備	26
	（1）規模・構造	26
	（2）配置・主要設備	26
2	バリアフリー	29
	（1）公園便所全般	29
	（2）多機能便房がある公園便所の構造	30
	（3）多機能便房の構造	31
	（4）多機能便房の設備	32
3	防災機能	34
4	魅力向上機能	35

第6章 公園便所事業計画(案) 37

1	公園便所事業計画（案）	38
	（1）計画の内容	38
	（2）事業実施要件	38
	（3）事業実施優先順位決定方法	41



第**1**章
本計画のあらまし

1 本計画の構成

本計画の構成は、下図のとおりです。

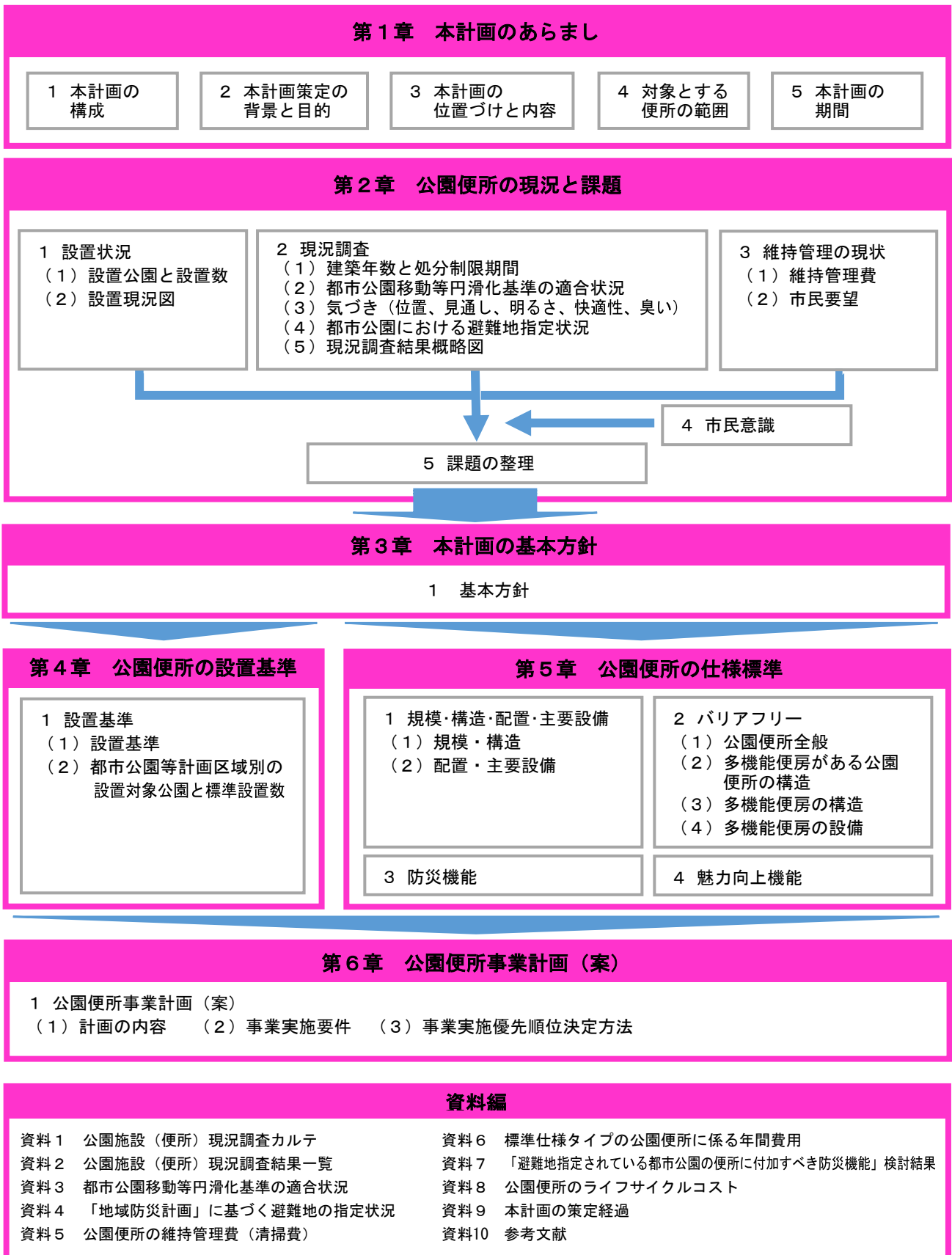


図 1-1-1 本計画の構成

2 本計画策定の背景と目的

公園便所は、次の3点において特殊性のある公園施設であると言えます。まず、他の公園施設と比較して建設費が高く、清掃、光熱水、補修・改修等の維持管理費も必要となることから、ライフサイクルコスト（設置から撤去までに必要となる総費用）が高い点です。次に、臭い、汚いといったイメージや、落書き、器物破損、異物投棄、性犯罪、盗撮等の犯罪リスクがあり、設置に対する地域の賛否が分かれやすい点です。最後に、樹木やベンチ等とは異なり、必ずしも全ての都市公園等に設置されるものではない点です。それゆえに、公園便所の整備・管理にあたっては、他の公園施設以上に計画性が求められます。

吹田市では、現在49箇所の都市公園等に56箇所の便所を設置しています。このうち13箇所（約2割）は設置後30年以上が経過しており、「老朽化対策」が課題となっています。また、市民等からは便所の「新設」、「日常の清掃・補修」、「洋式化」、「防災機能の付加」等の様々な苦情・要望が寄せられていますが、市の対応は必要最低限にとどまっている状況です。今後、これらの課題や苦情・要望に対応していくにあたっては、公園便所を取り巻く次のような社会要請を踏まえる必要があります。

平成7年（1995年）には、阪神・淡路大震災が発生し、これを契機に都市公園の防災上の役割・重要性が再認識され、防災公園等における防災機能を有する便所の整備推進が強く求められています。平成18年（2006年）には、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年（2006年）法律第91号）（以下、「バリアフリー新法」という。）」が施行されるとともに、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めた省令（平成18年（2006年）国土交通省令第115号）（以下、「都市公園移動等円滑化基準」という。）」が定められ、都市公園に設置する便所にバリアフリー化の基準適合義務が課せられることとなりました。平成29年（2017年）には、都市公園法が改正され、都市公園を一層柔軟に使いこなす等の観点から、公園の再生・活性化を推進する制度の充実が図られたことで、公園の魅力向上にも繋がる様々な公園便所が全国各地で見られるようになりました。

本計画は、以上の背景を踏まえ、都市公園等に設置する便所について、上位計画である「都市公園等整備・管理方針」に則った適正配置の基準とともに、防災・バリアフリー化・魅力向上の視点を盛り込んだ仕様の標準等を示すことで、今後の総合的かつ計画的な整備・管理の基盤を築くために策定するものです。

3 本計画の位置づけと内容

本計画の位置づけは、吹田市が管理運営する都市公園、遊園、緑地、緑道の整備・管理に係る方針を示した「都市公園等整備・管理方針」に基づく個別計画です。内容は、公園施設のうち、都市公園法施行令第5条第6項に規定される「便所」について、整備・管理の基本方針、設置対象公園・設置数の基準、規模・構造・配置・主要設備・バリアフリーの標準等を定めたものになります。

なお、本計画に基づく事業の実施にあたっては、実行計画として、「公園便所事業計画」を別途定める予定です。

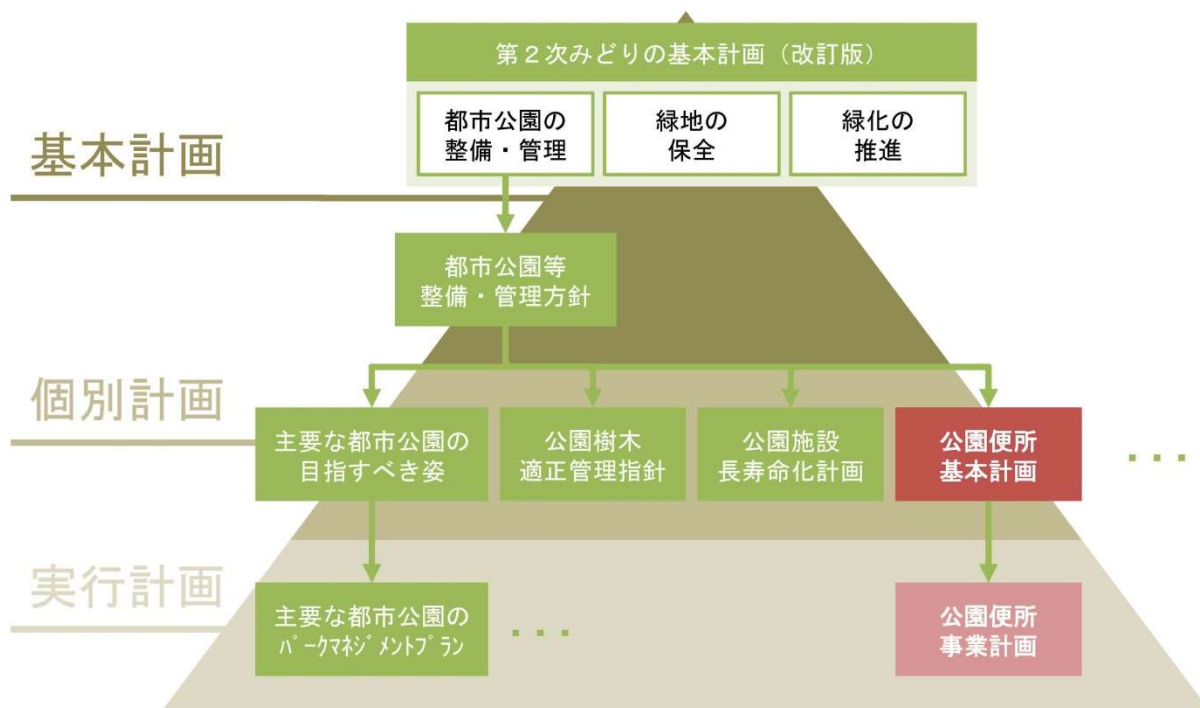


図 1-3-1 本計画の位置づけ

4 対象とする便所の範囲

本計画が対象とする便所の範囲は、吹田市が管理運営している都市公園、遊園、緑地、緑道に設置する便所（以下、「公園便所」という。）とします。ただし、公園管理者以外の者が設置する便所、仮設便所、マンホールトイレは、対象外とします。

5 本計画の期間

本計画の期間は定めません。社会潮流が大きく変化した場合や、上位計画である「第2次みどりの基本計画（改訂版）」や「都市公園等整備・管理方針」を改正した場合など、本計画の適切かつ合理的な推進が困難となった場合に適宜見直しを行います。



第2章

公園便所の
現況と課題

1 設置状況

(1)設置公園と設置数

表 2-1-1 便所の設置公園と設置数 (令和元年度(2019年度)末現在)

公園種別	名 称	設置数 (箇所)	公園種別	名 称	設置数 (箇所)	
街区公園	大井池公園	1	近隣公園	津雲公園	1	
	金田公園	1		佐竹公園	1	
	玉の井公園	1		竹見公園	1	
	原新池公園	1		青山公園	1	
	豊津公園	1		くちなし公園	1	
	広芝公園	1		江坂公園*	1	
	南金田公園	1		南吹田公園	2	
	南清和園公園	1		山田西公園	1	
	山田公園	1		新芦屋中央公園	1	
	榎阪大池公園	1		佐井寺南が丘公園	1	
	谷上池公園	1		健都レールサイド公園*	1	
	江坂山南公園	1		小計	12	
	安威川公園	1		地区公園	中の島公園*	1
	山田下公園	1			片山公園*	1
	末広公園	1	桃山公園*		1	
	尺谷公園	1	小計		3	
	亥の子谷公園	1	総合公園	千里南公園*	3	
	片山北ふれあい公園	1		千里北公園*	3	
	佐井寺新池公園	1		紫金山公園*	3	
	山田下ふれあい公園	1		小計	9	
	吹一公園	1	遊園	北の町遊園	1	
	千里山東公園	1		清和園遊園	1	
	五反島公園	1		あいあい遊園	1	
	川園公園	1		小計	3	
	垂水上池公園	1	緑地	千里緑地(第4緑地)	1	
	千里丘上公園	1		小計	1	
	長野公園	1				
	岸部新町しろやま公園	1	便所設置公園数		49	
小計	28	便所設置数		56		

※吹田市では、「都市公園等整備・管理方針」において、都市公園の価値向上を通じた都市魅力の向上を効果的かつ効率的に図るため、面積規模が大きく都市全体への多機能性の発揮ポテンシャルが高い8箇所を**主要な都市公園**と位置づけています。

(2)設置現況図

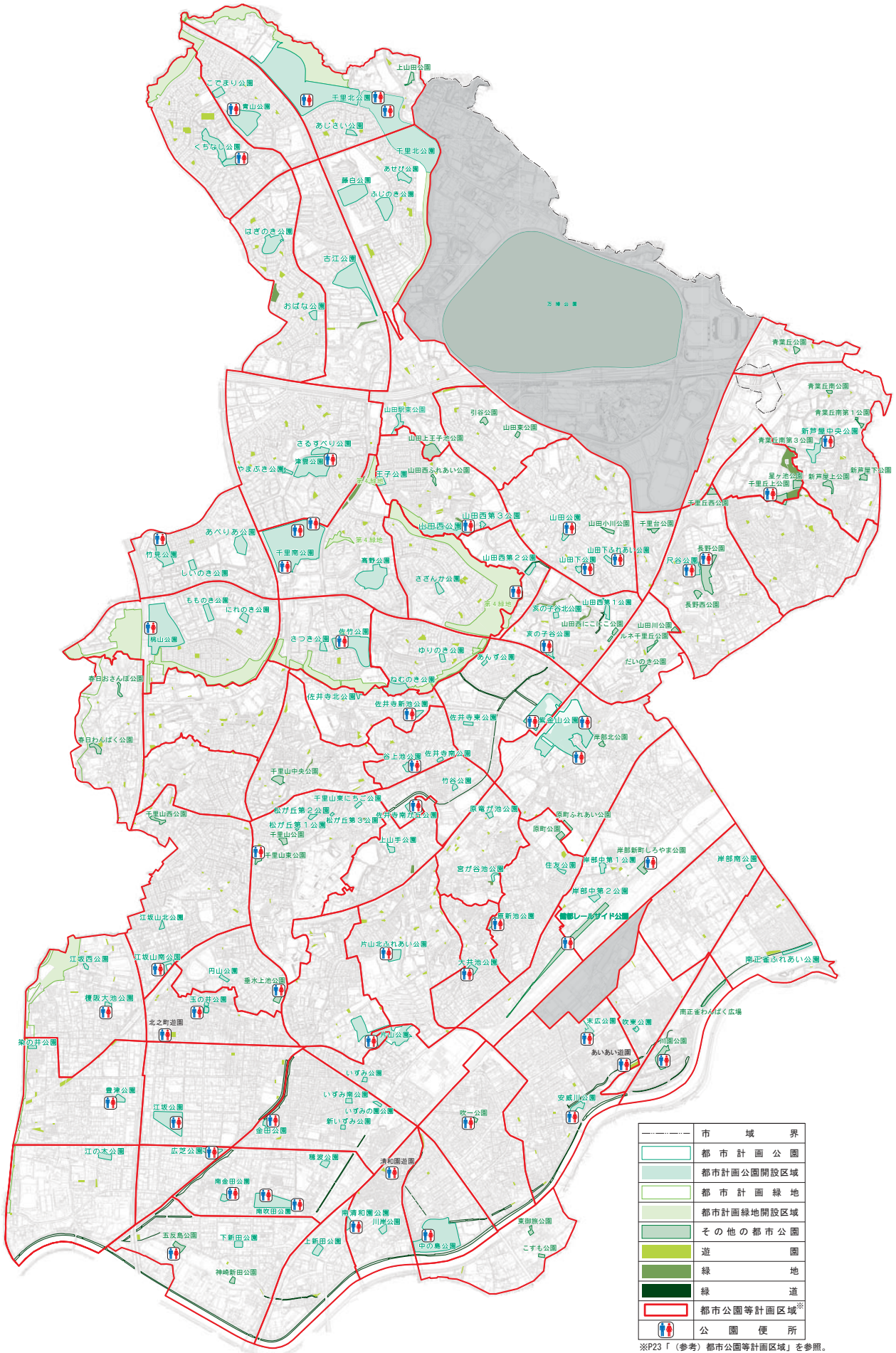


図2-1-1 公園便所の設置現況図（令和元年度（2019年度）末現在）

2 現況調査

既設公園便所の現況を把握し、本計画策定における基礎データとするため、令和元年度（2019年度）に全56箇所について、各種調査を実施しました。

(1) 建築年数と処分制限期間

各公園便所の建築年数と処分制限期間の超過状況を調査しました。

処分制限期間とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条※」に基づく制限を受ける期間のことであり、公園便所の処分制限期間は、「国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年（2000年）12月21日、総理府・建設省令第9号）」の類似施設から引用しました。

また、「公園施設長寿命化計画（平成24年度（2012年度））」では、公園便所の管理類型を「予防保全型管理」に分類し、図2-2-1のとおり補修等を行うことで更新時期の長寿命化を図ることとしています。

なお、処分制限期間の超過状況に関わらず、対策による延命措置が可能であると判断する場合は「補修等」、不可能であると判断する場合は「更新等」を行うことができます。

結果と考察

- 表2-2-1のとおり 13箇所（約2割）が築30年を経過しています。
- 表2-2-2のとおり 17箇所（約3割）が処分制限期間を超過しています。

表 2-2-1 建築年数（令和元年度（2019年度）末時点）

建築年数	箇所数	比率
50年以上	2箇所	4%
40～50年	3箇所	5%
30～40年	8箇所	14%
20～30年	22箇所	39%
20年未満	21箇所	38%
総数	56箇所	

表 2-2-2 処分制限期間（令和元年度（2019年度）末時点）

設置年	建物の主要部材	処分制限期間	超過数	非超過数
H16年（2004年）以前	鉄・アルミ	25年	15箇所	17箇所
	コンクリート	45年	2箇所	12箇所
H17年（2005年）以降	鉄（肉厚3～4mm）建築	38年		2箇所
	コンクリート	50年		8箇所
総数			17箇所	39箇所
比率			30%	70%

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・同法律施行令（抄）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七條第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

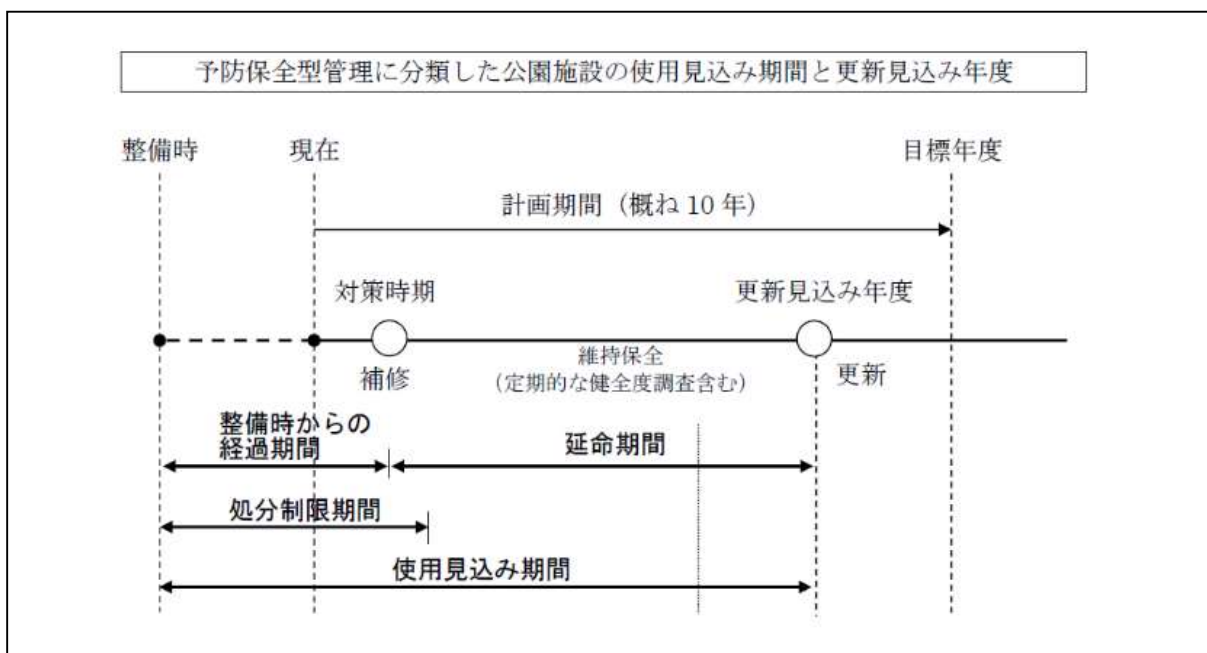


図 2-2-1 管理類型を予防保全型管理に分類した公園施設の補修・更新時期の例
 (出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】（平成 30 年（2018 年）10 月、国土交通省））

(2) 都市公園移動等円滑化基準の適合状況

バリアフリー化の基準適合状況を調査しました。「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）（平成 24 年（2012 年）3 月、国土交通省）」と「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（改訂版）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説（平成 29 年（2017 年）3 月、一般社団法人日本公園緑地協会）（以下、「移動等円滑化整備ガイドラインの解説」という。）」に示される基準に則り、特定公園施設*である「便所」と、「移動等円滑化園路（公園の出入口と便所間の経路を構成する園路）との接続」の適合状況を判定しました。特定公園施設「便所」と「移動等円滑化園路との接続」のイメージは、図 2-2-2 のとおりです。

*特定公園施設とは、バリアフリー新法第 2 条第 13 号に規定される「移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設」をいいます。具体的には、都市公園の出入口・駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路・広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識です。なお、特定公園施設の新設等には、都市公園移動等円滑化基準への適合義務が生じます。

結果と考察

- 「公園便所」は、51 箇所（約 9 割）が不適合です。
- とりわけ「公園便所」の適合化項目のうち「多機能便房」は、設置している公園便所 33 箇所のうち 28 箇所と設置していない公園便所 23 箇所を合わせた 51 箇所（約 9 割）が不適合です。前者は、簡易な設備改修を行うことで適合するものもありますが、後者は、改修と補修で適合することは難しいため、撤去または更新の際に随時対応する必要があります。
- 「移動等円滑化園路との接続」は、34 箇所（6 割）が不適合です。要因としては、公園の出入口における水平面を確保できていない箇所や園路の勾配が基準値を超える箇所が多数ありました。公園便所の更新の際には、園路の再整備や既設公園便所の移設の検討が必要となります。

表 2-2-3 「便所」と「移動等円滑化園路との接続」の適合状況（令和元年度（2019 年度）末時点）

適合化項目	適合		不適合	
	箇所数	比率	箇所数	比率
A：便所（「移動等円滑化園路との接続」を除く全ての項目）	5 箇所	9%	51 箇所	91%
B：移動等円滑化園路との接続	22 箇所	39%	34 箇所	61%
AとBのいずれもが適合の場合は適合	3 箇所	5%	53 箇所	95%
AとBのいずれかが不適合の場合は不適合				

表 2-2-4 「多機能便房」の設置状況と適合状況（令和元年度（2019 年度）末時点）

多機能便房の種類	設置状況		適合		不適合	
	箇所数	比率	箇所数	比率	箇所数	比率
A：多機能便房	19 箇所	59%	4 箇所	9%	15 箇所	50%
B：簡易型多機能便房	14 箇所		1 箇所		13 箇所	
AとBのいずれもが非設置	23 箇所	41%				

※多機能便房の詳細は、「第 5 章 公園便所の仕様標準 2 バリアフリー」を参照。

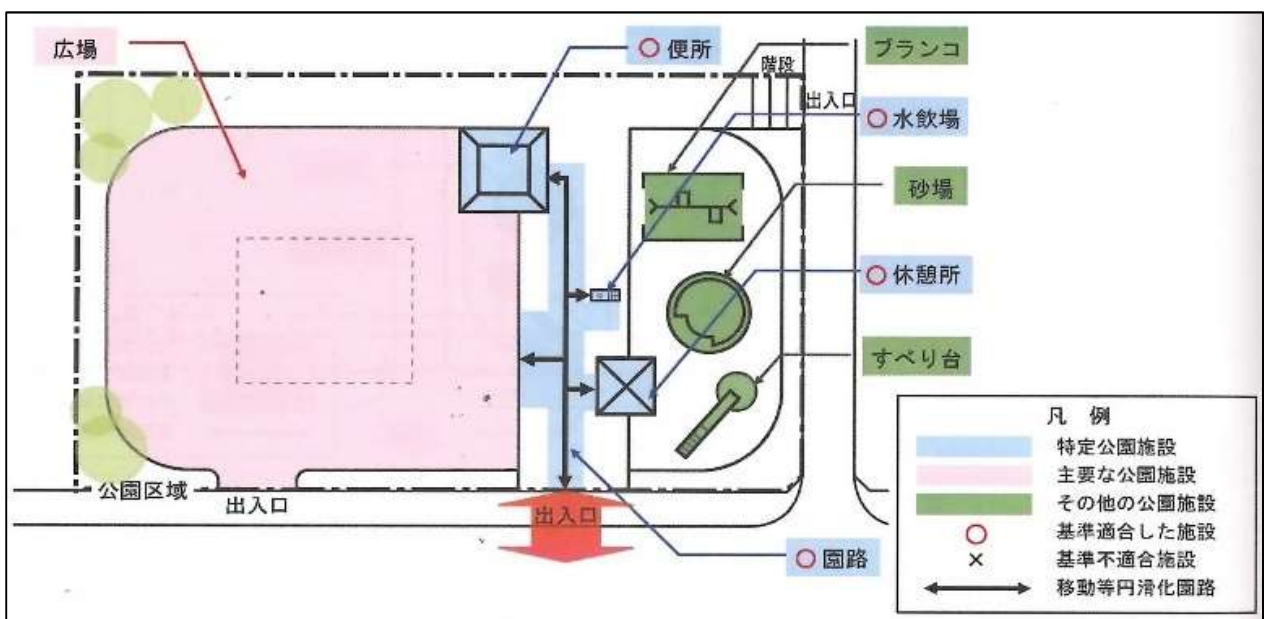


図 2-2-2 特定公園施設「便所」と「移動等円滑化園路との接続」イメージ

（出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説）

(3) 気づき(位置、見通し、明るさ、快適性、臭い)

位置、見通し(防犯面)、明るさ、快適性(劣化・汚損)、臭いの各項目について、測定器具を用いず目視等による現地調査を行い、市が任意に設定した指標に基づき段階評価しました。

① 位置

公園利用者にわかりにくい設置箇所となっていないか確認するため、公園便所や案内板等の目視により、位置を調査しました。

評価結果

- 「容易にわかる」は、47箇所(約8割)でした。
- 「目立たないが案内等でわかる」は、3箇所(約1割)でした。要因としては、近隣公園以上の規模の公園において、公園の出入口や主要な公園施設から離れた位置に設置されていることと、周辺が樹木に覆われていることが挙げられます。
- 「わかりにくい」、「非常にわかりにくい」は、合わせて6箇所(約1割)でした。要因としては、主要な公園施設と高低差のある位置に設置されていることや、公園便所の標識表示がわかりにくいこと等が挙げられます。

表 2-2-5 位置(令和元年度(2019年度)末時点)

評価基準	箇所数
容易にわかる	47箇所
目立たないが案内等でわかる	3箇所
わかりにくい	5箇所
非常にわかりにくい	1箇所
総数	56箇所

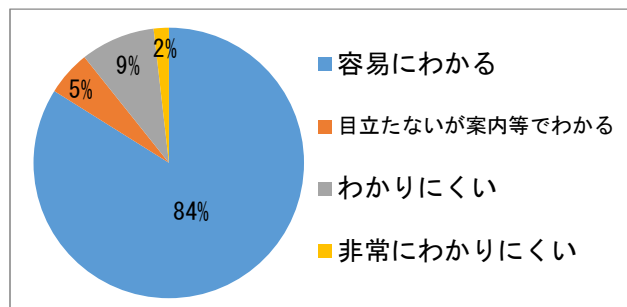


図 2-2-3 位置(令和元年度(2019年度)末時点)

② 見通し(防犯面)

主に犯罪が発生しやすい環境となっていないか確認するため、公園便所周辺の外部からの目視により、見通しを調査しました。

評価結果

- 「良い」は、43箇所(約7割)でした。
- 「悪い」は、12箇所(約2割)でした。要因としては、樹木の繁茂や、自動販売機等の施設が公園便所周辺に設置されていること等が挙げられます。

表 2-2-6 見通し(防犯面)(令和元年度(2019年度)末時点)

評価基準	箇所数
良い	43箇所
悪い	12箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

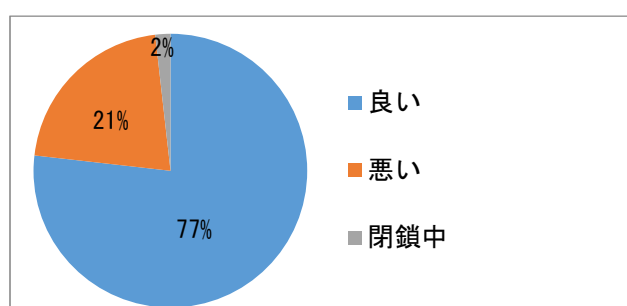


図 2-2-4 見通し(防犯面)(令和元年度(2019年度)末時点)

③ 明るさ

公園便所内が暗くて足元や設備等が見えにくい環境となっていないか確認するため、晴天時の日中に目視により、明るさを調査しました。

評価結果

- 「とても明るい」、「明るい」は、合わせて22箇所（約4割）でした。
- 「薄暗い」、「暗い」は、合わせて33箇所（約6割）でした。要因としては、天井や窓付近の樹木等の影や、破損した窓ガラスをベニヤ板等の不透明性のもので補修していること等が挙げられます。

表 2-2-7 明るさ（令和元年度（2019年度）末時点）

評価基準	箇所数
とても明るい	6箇所
明るい	16箇所
薄暗い	28箇所
暗い	5箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

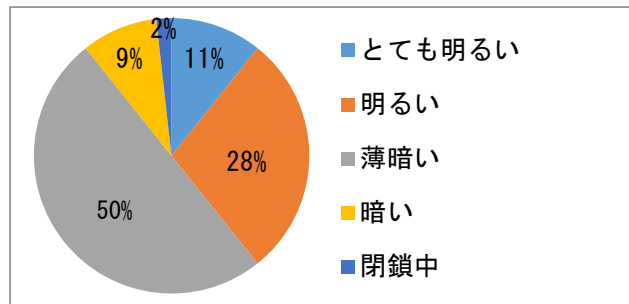


図 2-2-5 明るさ（令和元年度（2019年度）末時点）

④ 快適性(劣化・汚損)

公園便所本体や設備等の劣化・汚損により利用者に不快感を与える環境となっていないか確認するため、目視により、快適性を調査しました。公園便所の構造や設備が、日常清掃では改善できないような汚損、破損、経年劣化等により快適性を失っていないか等の視点で評価しました。

評価結果

- 「全体的にとっても快適」、「全体的に快適」は、合わせて17箇所（3割）でした。
- 「全体的に快適であるが一部不快」は、6箇所（約1割）でした。要因としては、扉やベビーカー等の施設が破損し、適切な補修ができていないことが挙げられます。
- 「全体的に不快」、「全体的にとっても不快」は、合わせて32箇所（約6割）でした。要因としては、建築物の老朽化、利用者マナーの悪さ、落書き・破損等によるものが挙げられます。

表 2-2-8 快適性(劣化・汚損)（令和元年度(2019年度)末時点）

評価基準	箇所数
全体的にとっても快適	3箇所
全体的に快適	14箇所
全体的に快適であるが一部不快	6箇所
全体的に不快	26箇所
全体的にとっても不快	6箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

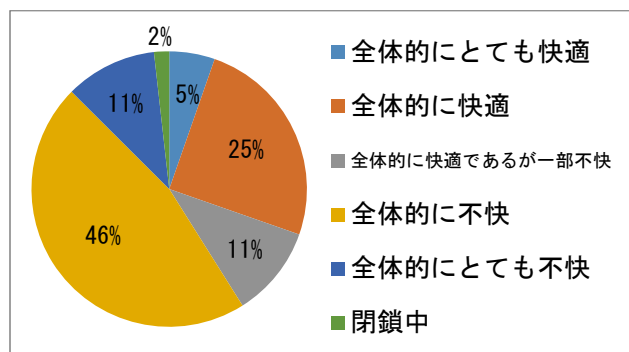


図 2-2-6 快適性(劣化・汚損)（令和元年度(2019年度)末時点）

⑤ 臭い

公園便所内に利用者に不快感を与える臭いが発生していないか確認するため、「6段階臭気強度表示法」による評価基準を活用し、嗅覚により、臭いを調査しました。

評価結果

- 「無臭」、「やっと感知できるにおい」、「何のにおいかかわかる弱いにおい」は、合わせて26箇所（約5割）でした。
- 「らくに感知できるにおい」、「強いにおい」、「強烈なにおい」は、合わせて29箇所（約5割）でした。要因としては、建築物の経年劣化により臭いが染みついていることや、利用者マナーの悪さ（壁面や床への尿跳ねや尿こぼれ）、日常清掃による問題等が挙げられます。

表 2-2-9 臭い（令和元年度（2019年度）末時点）

評価基準	箇所数
無臭	7箇所
やっと感知できるにおい	10箇所
何のにおいかかわかる弱いにおい	9箇所
らくに感知できるにおい	14箇所
強いにおい	12箇所
強烈なにおい	3箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

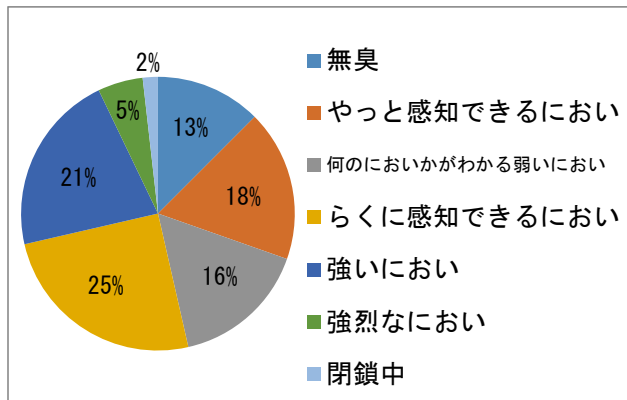


図 2-2-7 臭い（令和元年度（2019年度）末時点）

(4) 都市公園における避難地指定状況

「地域防災計画（令和元年（2019年）7月）」において、避難地（広域避難地・一時避難地）に指定されている都市公園と公園便所設置数は、表 2-2-10 と表 2-2-11 のとおりです。

表 2-2-10 広域避難地

公園種別	公園名	公園便所設置数
総合公園	千里南公園	3箇所
	千里北公園	3箇所
	柴金山公園	3箇所
地区公園	中の島公園	1箇所
	片山公園	1箇所

表 2-2-11 一時避難地

公園種別	公園名	公園便所設置数	公園種別	公園名	公園便所設置数	
地区公園	桃山公園	1箇所	近隣公園	江坂公園	1箇所	
	近隣公園	津雲公園		1箇所	佐井寺南が丘公園	1箇所
佐竹公園		1箇所		高野公園	0箇所	
竹見公園		1箇所		ねむのき公園	0箇所	
青山公園		1箇所		藤白公園	0箇所	
近隣公園		南吹田公園		2箇所	古江公園	0箇所

(5) 現況調査結果概略図

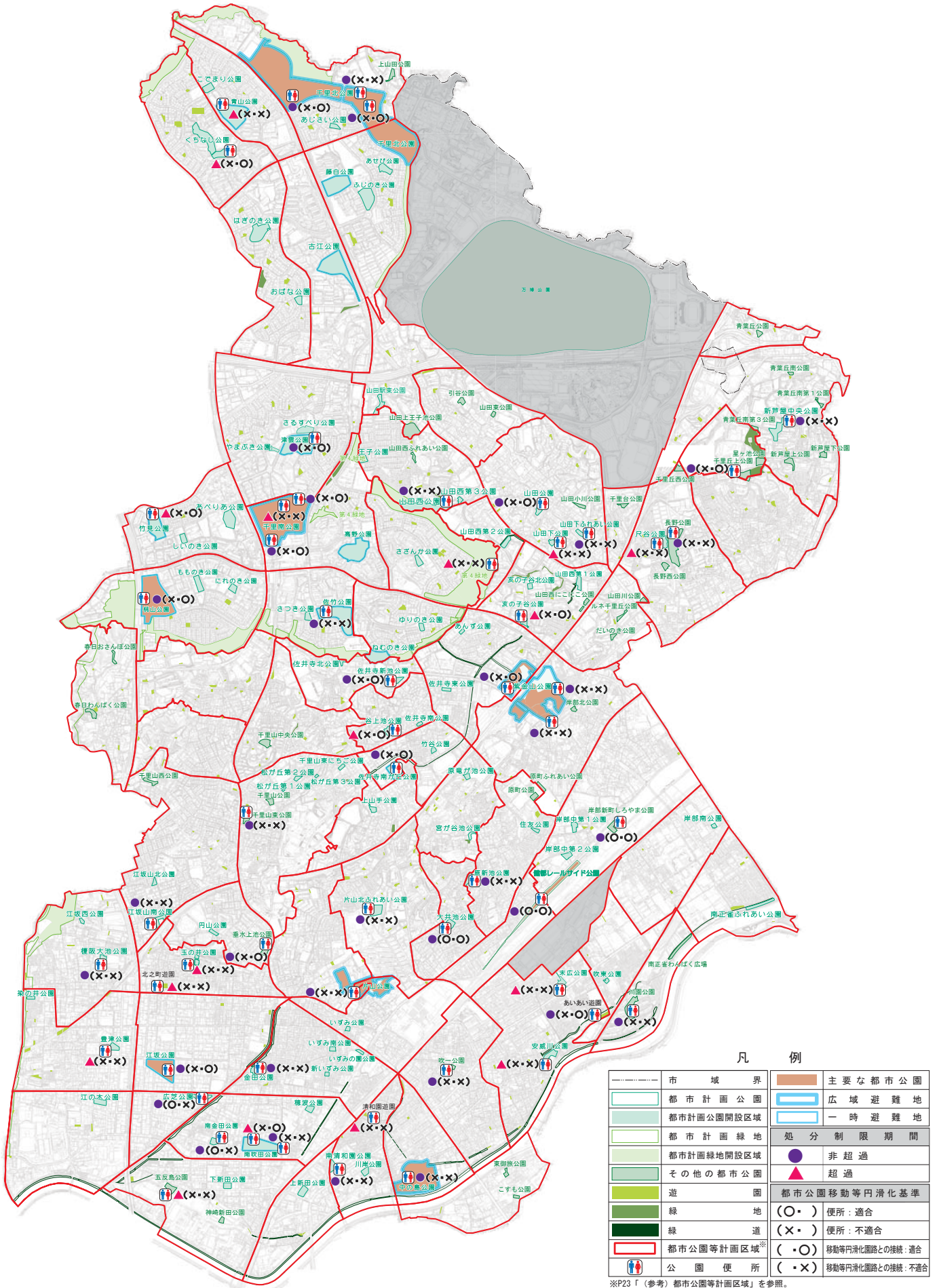


図2-2-8 公園便所の現況調査結果概略図（令和元年度（2019年度）末現在）

3 維持管理の現状

(1)維持管理費

公園便所の維持管理費は、点検、清掃、補修・改修、光熱水使用、消耗品購入等に関する様々な費用から構成されます。このうち、他の施設と分離して発注している清掃業務の平成30年度（2018年度）業務別執行額は、表2-3-1のとおりです。

便所清掃業務は、27,362,158円であり、清掃業務において最も大きい約4割を占めます。1箇所あたりの平均は、約489千円/箇所・年（27,362,158円/56箇所・年）です。（各公園便所の清掃費は、「資料編 資料5 公園便所の維持管理費（清掃費）」を参照。）

表 2-3-1 平成30年度（2018年度）清掃業務の業務別執行額

業務区分	執行額（税8%）
園内落葉清掃業務	2,172,500
ゴミ回収業務	10,500,324
公園等清掃業務	18,001,232
便所清掃業務	27,362,158
敷洗い清掃業務	7,664,687
公共下水道及び水路等清掃業務	2,037,058
公園等清掃業務	2,932,868
総額	70,670,827

※「公園等の維持管理モデル検討業務（令和元年度（2019年度））」における、都市公園等の管理業務に係る費用を費用区分別に集計した資料を参考に算出したものです。

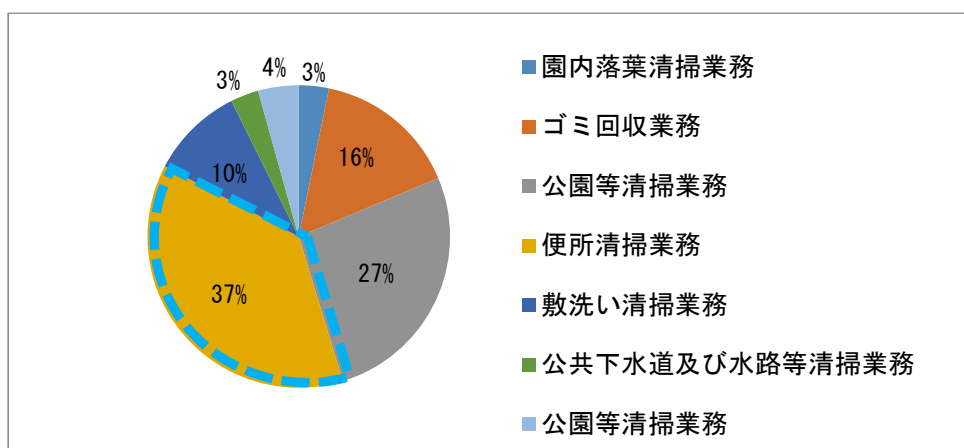


図 2-3-1 平成30年度（2018年度）清掃業務の執行額の業務別構成比率

(2)市民要望

① 設置に関する要望

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの過去5年において、「市民の声」や「自治会の要望書」等を通じた公園便所設置に関する要望は、表 2-3-3 のとおりです。ただし、要望者が個人の場合は除きます。

表 2-3-3 公園便所設置に関する要望一覧（平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度））

年度	公園名	公園種別
平成 27 年度（2015 年度）	ねむのき公園※	近隣公園
平成 28 年度（2016 年度）	佐井寺北公園	街区公園
	佐井寺南公園	街区公園
平成 29 年度（2017 年度）	佐井寺南公園	街区公園
平成 30 年度（2018 年度）	佐井寺南公園	街区公園
令和元年度（2019 年度）	佐井寺南公園	街区公園
	古江公園※	近隣公園
	江の木公園※	街区公園

※「第 4 章 公園便所の設置基準」に合致する公園便所設置対象公園

② 維持管理に関する要望

a) 補修・改修

公園施設の老朽化が進む中で、遊具や安全柵等は適宜更新を行っていますが、公園便所の多くは必要最低限の補修・改修による延命措置を講じている状況です。このような管理状況にあって、市民からは「扉や便器等の便所設備の破損に対する補修」や「和式便器の洋式便器への改修」など、補修・改修に関する様々な要望が寄せられています。

b) 衛生環境

大規模な商業施設等では、清掃者が施設内に駐留し、数時間毎の定期清掃を行うことで、便所が清潔に保たれています。一方、吹田市の公園便所は、不特定多数が利用する施設であるにも関わらず、清掃頻度が週 2～3 回であるため、衛生環境を良好に保つことは難しいです。このような管理状況にあって、「清掃頻度の増加」や「使用マナーに関する啓発看板の設置」など、衛生環境の改善に関する要望が多数寄せられています。

c) 防犯

周辺の樹木が繁茂するなどし、外部からの公園便所の視認性が悪い例が見られます。反対に、外部から公園便所内の様子が見え過ぎる例も見られます。そのため、「公園便所の見通しの改善」や「目隠し屏の設置」など、防犯対策に関する様々な要望が寄せられています。

4 市民意識

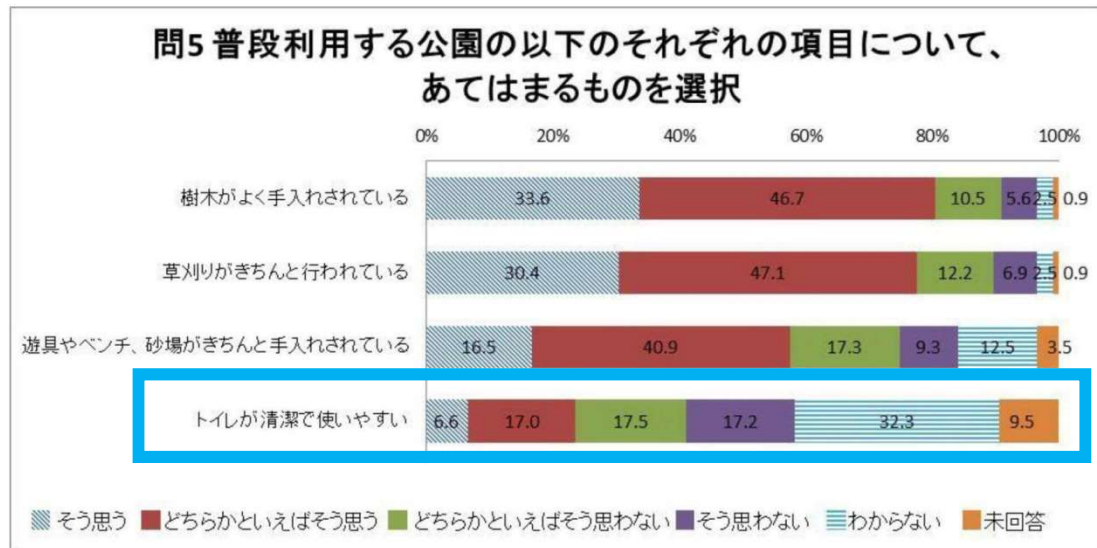
平成 29 年度（2017 年度）に吹田市が実施した「吹田市の公園とみどりに関するアンケート調査」において、公園便所の維持管理に対する評価は図 2-4-1 のとおりであり、他の項目と比較して低評価となっています。

問5 公園の維持管理の評価

普段利用している公園の評価については、約 8 割の方が「樹木が良く手入れされている」、「草刈りがきちんとして行われている」に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している。

「遊具やベンチ、砂場がきちんとして手入れされている」に対しては、少し評価が下がり、約 6 割の方が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している。

「トイレが清潔で使いやすい」に対しては、トイレがない、利用しないといった理由から 4 割以上が「わからない」、または未回答となっている。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人より、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人が多くっており、他の項目より評価が低くなっている。



回答数	樹木等	草刈り	遊具等	トイレ
そう思う	185	167	91	36
どちらかといえばそう思う	257	259	225	93
どちらかといえばそう思わない	58	67	95	96
そう思わない	31	38	51	94
わからない	14	14	69	177
未回答	5	5	19	52
計	550	550	550	548

図 2-4-1 公園の維持管理の評価

（出典：吹田市の公園とみどりに関するアンケート調査結果（平成 30 年（2018 年）3 月））

5 課題の整理

本章の1から4までを踏まえ、公園便所の課題を整理します。

課題1 老朽化と新設への対応

吹田市が管理する公園便所の約2割（13箇所/56箇所）は、設置後30年以上が経過しており、老朽化への対応が課題となっています。また、いくつかの自治会等からは、公園便所の新設に関する要望を受けており、新設への対応も課題となっています。

課題2 社会要請に対応する機能確保

既設公園便所の中には、設備の仕様が古く現在の生活様式やニーズに合っていないものや、明るさや見通し等の観点から安心かつ快適に使用できないものがあります。また、平成18年（2006年）以前に設置した公園便所の約9割は、「バリアフリー新法」と「都市公園移動等円滑化基準」の基準に適合していません。

さらに、公園の防災機能や魅力の向上に繋がる公園便所の整備も求められており、このような社会要請に対応する機能確保が課題となっています。

課題3 トータルライフサイクルコストの縮減

公園便所は、他の公園施設と比較してライフサイクルコストが高い施設です。また、今後、公園便所を取り巻くバリアフリー、防災、魅力向上等の社会要請に対応するためには、仕様変更に伴う更なるライフサイクルコストの増加が見込まれます。行財政運営の一層の効率化が求められている状況にあって、単体のライフサイクルコストの縮減はもちろん、市全体のトータルライフサイクルコストの縮減が課題となっています。

課題4 衛生環境と防犯の向上

公園便所の整備・管理状況は、利用者の関心が高く、ひいては公園全体の印象や満足度を決定づける要因となり得ます。この点において、公園便所は重要な公園施設であるにも関わらず、利用者の多くがいわゆる便所の3K「暗い・臭い・汚い」を感じており、衛生環境と防犯に対する評価は低い状況です。今後、安全・安心・快適・高質な都市公園等の環境整備を推進する上で、衛生環境と防犯の向上が課題となっています。



第3章 本計画の基本方針

1 基本方針

第2章で整理した課題に対し、公園便所の適正な整備・管理を進めていく上で柱となる基本方針を次のように設定します。

基本方針1 市域を俯瞰した公園便所の配置適正化

課題 1 2 3 4

公園の配置・規模・機能等を考慮した、公園便所の設置基準（設置対象公園と標準設置数）を設定するとともに、老朽化と新設への対応、トータルライフサイクルコストの縮減、地域格差の是正等を図りながら、市域を俯瞰した公園便所の配置適正化を図ります。また、公園周辺の公共性のある便所の配置等を考慮した事業実施要件を設定します。

⇒ 第4章「設置基準」

基本方針2 社会要請等に対応する公園便所づくり

課題 1 2 3 4

公園の規模等に応じた、バリアフリーにも対応する公園便所の標準仕様を設定することで、都度の設計の省力化、コストの縮減、設備や部材等の統一による補修作業の円滑化等を図りながら、全ての人々が使用しやすい公園便所づくりを推進します。また、避難地指定されている都市公園の防災強化や、主要な都市公園の魅力向上に資する公園便所づくりにも取り組みます。

⇒ 第5章「仕様標準」

基本方針3 地域の声を反映した事業推進と地域連携の強化

課題 1 2 3 4

公園便所は、設置に対する地域の賛否が分かればやすいため、地域の意向を十分に確認した上で、新設・更新の実施を判断します。実施優先順位の決定にあたっては、評価項目に地域の要望に関する点数を設定することで、地域ニーズが高い公園便所から優先的に実施するなど、地域の声を反映した事業推進を図ります。

⇒ 第6章「事業計画(案)」

また、安全・安心・快適・高質な公園便所の環境整備においては、行政による管理だけでなく、地域による清掃活動や犯罪を防ぐ見守りの目等が必要不可欠であるため、ボランティア制度の見直し、公園協議会の設置・運営、企業協賛制度の導入検討等にも取り組みながら、地域連携の強化を図ります。



第4章

公園便所の
設置基準

1 設置基準

(1)設置基準

当該公園における便所の設置必要性和設置数を判断するため、設置対象公園と標準設置数の2項目からなる設置基準を設定します。ただし、設置基準は、あくまでも上記の判断に用いることを想定しており、公園便所の設置を積極的に推進するための設置計画や、設置基準に合致する場合に即座に事業化するものではありません。事業化にあたっては、「第6章 公園便所事業計画（案）」に示す、地域の意向や公園周辺の公共性のある便所の配置等に関する事業実施要件を満たすこととします。なお、基準に合わない既設トイレは別途判断します。

①設置対象公園と標準設置数

便所の設置対象公園は、誘致圏が広範囲である近隣公園以上の規模の公園や、各都市公園等計画区域における中心的な公園など、利用者による長時間の滞在が見込まれる公園であることを考慮し、表 4-1-1 のとおりとします。また、各公園における便所の標準設置数は、公園の規模、地形、ゾーニング、避難地指定状況等を考慮し、表 4-1-1 のとおりとします。

表 4-1-1 公園便所の設置基準（設置対象公園と標準設置数）

公園種別		公園名称	主要都市公園	避難地指定公園	設置対象公園	標準設置数	備考					
都市公園	基幹公園	総合公園	該当	該当	必ず設置する	2箇所	・標準設置数は、目安であり、公園の魅力向上策を検討する中で決定する。					
						3~4箇所						
						3箇所						
		地区公園				1箇所						
						2箇所						
						1箇所						
		近隣公園				江坂公園		該当	該当	条件Aを満たす場合設置する	各公園1箇所	条件A ・地域から設置要望がある。
						健都レクリエーション公園						
						津雲公園						
	佐竹公園											
	竹見公園											
	青山公園											
	街区公園	南吹田公園	非該当	非該当	条件Bを全て満たす場合設置する	各公園1箇所	条件B ・都市公園等計画区域内に主要都市公園又は避難地指定公園がない。 ・都市公園等計画区域内に公園便所が設置されていない。 ・地域から設置要望がある。 ・公園の利用状況等を勘案し、費用対効果が見込める。					
		佐井寺南が丘公園										
		高野公園										
ねむのき公園												
都市緑地	千里緑地（第4区）	非該当	非該当	設置しない	/	/						
	千里緑地（第4区以外）											
都市公園に準じる施設	遊園	非該当	非該当	設置しない	/	/						
	緑地											
	緑道											

②対応方針(新設・撤去・更新・非設置)判断フロー

自治会等から公園便所設置に関する要望書が提出された場合や、公園便所の老朽化対策が必要になった場合など、当該公園便所に関して対応方針(新設・撤去・更新・非設置)を検討する必要性が生じた場合は、図4-1-1に示すフローに従い判断します。新設、撤去、更新のいずれかと判断した場合は、「第6章 公園便所事業計画(案)」に示す事業実施要件の確認など、事業化に向けた具体的な検討を行うこととします。

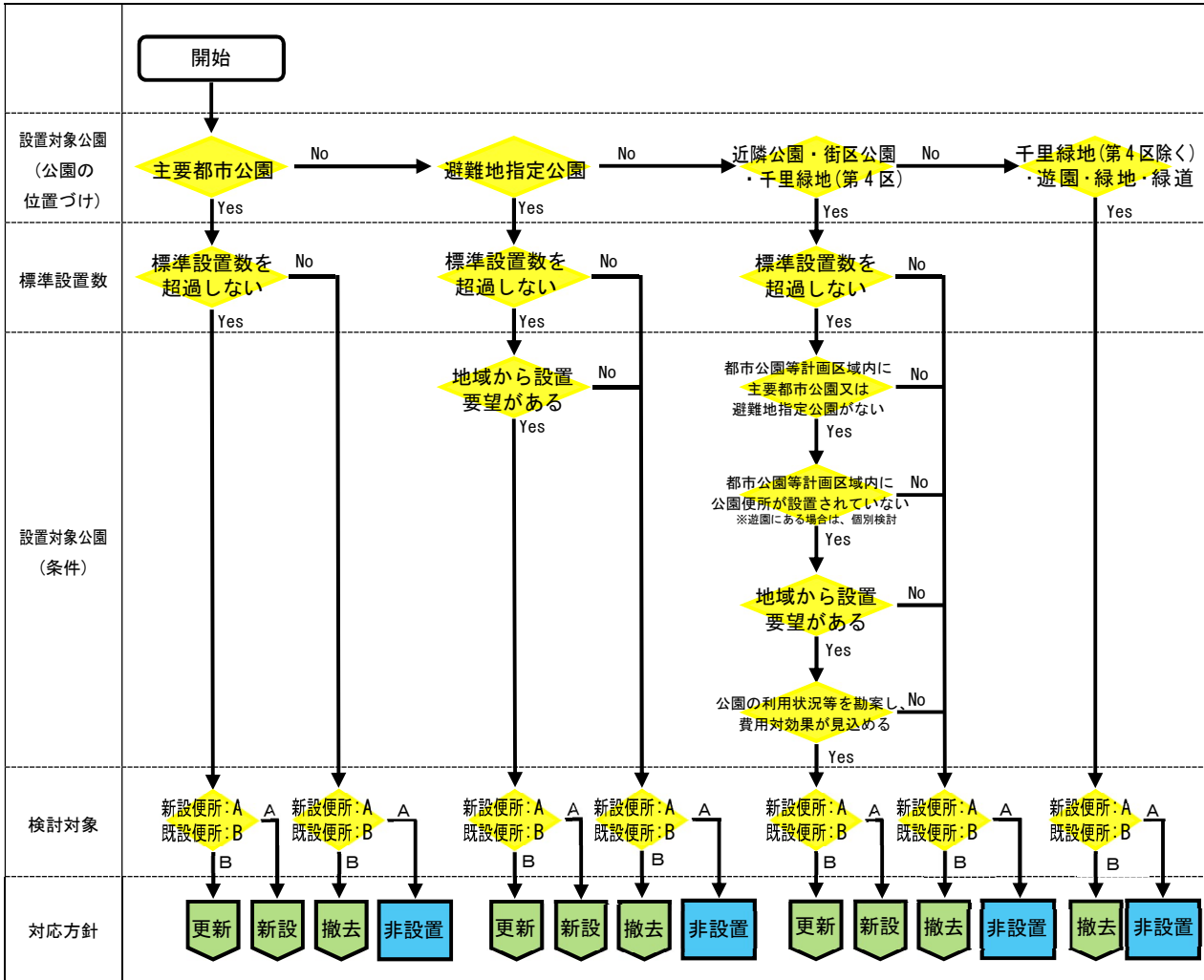


図4-1-1 公園便所の設置基準に基づく対応方針(新設・撤去・更新・非設置)判断フロー

(参考) 都市公園等計画区域

「都市公園等整備・管理方針」において、身近な都市公園等の配置・規模・機能を計画する区域単位として、「都市公園等計画区域」を設定しています。都市公園等計画区域の範囲は、徒歩10分圏内を目安に概ね700m四方としています。区域は、小学校通学区域を基礎に、中学校通学区域、地区連合自治会区域、地形・地物を考慮して線引きしています。

本計画においては、「都市公園等整備・管理方針」に基づき公園施設の設置適正化を図るべく、都市公園等計画区域毎に公園便所の設置数等を標準化することとしています。

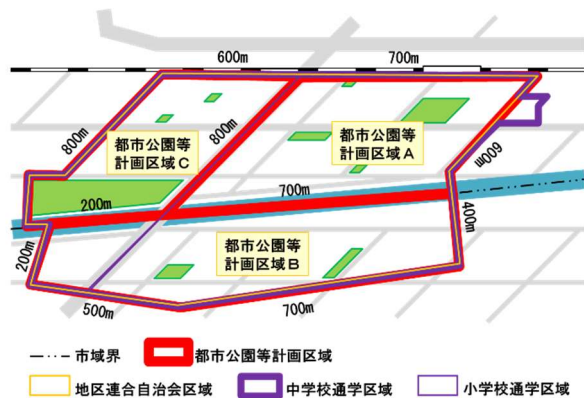


図4-1-2 都市公園等計画区域の設定イメージ

(出典：都市公園等整備・管理方針)

(2)都市公園等計画区域別の設置対象公園と標準設置数

都市公園等計画区域別の便所の設置対象公園と標準設置数は、表 4-1-2のとおりです。

表 4-1-2 都市公園等計画区域別の便所の設置対象公園と標準設置数

番号	都市公園等計画区域 名称	本計画		標準設置数 (箇所)
		設置対象公園 公園名	公園種別	
1	五反島公園計画区域	下新田公園、神崎新田公園、五反島公園	街区公園	1
2	上新田公園計画区域	上新田公園	街区公園	1
3	南清和園公園計画区域	南清和園公園、川岸公園	街区公園	1
4	やなぎ遊園計画区域	中の島公園	地区公園	1
5	東御旅公園計画区域	東御旅公園、こすも公園	街区公園	1
6	江の木公園計画区域	江の木公園	街区公園	1
7	広芝公園計画区域	広芝公園	街区公園	1
8	南金田公園計画区域	南吹田公園	近隣公園	1
9	豊津公園計画区域	豊津公園、染の井公園	街区公園	1
10	垂水東遊園計画区域	江坂公園	近隣公園	1
11	いずみ南公園計画区域	金田公園、いずみ南公園、新しいずみ公園、いずみの園公園	街区公園	1
12	いずみ公園計画区域	片山公園	地区公園	1
13	吹一公園計画区域	吹一公園	街区公園	1
14	安威川公園計画区域	安威川公園、末広公園	街区公園	1
15	吹東公園計画区域	吹東公園	街区公園	1
16	川園公園計画区域	川園公園、南正雀わんぱく広場	街区公園	1
17	榎阪大池公園計画区域	榎阪大池公園、江坂西公園	街区公園	1
18	玉の井公園計画区域	玉の井公園	街区公園	1
19	垂水上池公園計画区域	円山公園、垂水上池公園、円山中央公園、円山見晴らし公園	街区公園	1
20	関大前スカイハイツ遊園計画区域	片山公園	地区公園	1
21	片山北ふれあい公園計画区域	片山北ふれあい公園	街区公園	1
22	大井池公園計画区域	大井池公園	街区公園	1
23	原新池公園計画区域	住友公園、原新池公園、原町公園	街区公園	1
24	片山荒池遊園計画区域	健都レールサイド公園	近隣公園	1
25	岸部中第1公園計画区域	健都レールサイド公園	近隣公園	0
26	岸部南公園計画区域	岸部南公園	街区公園	1
27	南正雀ふれあい公園計画区域	南正雀ふれあい公園	街区公園	1
28	江坂山南公園計画区域	江坂山北公園、江坂山南公園、千里山西公園	街区公園	1
29	千里山公園計画区域	松が丘第1公園、松が丘第2公園、松が丘第3公園、千里山東にちご公園、千里山公園、千里山東公園	街区公園	1
30	上山手公園計画区域	上山手公園	街区公園	1
31	原竜が池公園計画区域	原竜が池公園、宮が谷池公園	街区公園	1
32	春日わんぱく公園計画区域	春日わんぱく公園、春日おさんぼ公園	街区公園	1
33	竹園ふれあい遊園計画区域	—		1
34	春日東遊園計画区域	—		1
35	千里山中央公園計画区域	千里山中央公園	街区公園	1
36	佐井寺新池公園計画区域	佐井寺北公園、佐井寺新池公園	街区公園	1
37	谷上池公園計画区域	谷上池公園、佐井寺南公園	街区公園	1
38	竹谷公園計画区域	佐井寺南が丘公園	近隣公園	1
39	佐井寺東公園計画区域	紫金山公園	総合公園	1
40	原町ふれあい公園計画区域	紫金山公園	総合公園	2
41	もものき公園計画区域	桃山公園	地区公園	1
42	さつき公園計画区域	佐竹公園	近隣公園	1
43	ゆりのき公園計画区域	ねむのき公園	近隣公園	1
44	山田西第1公園計画区域	山田西第1公園、亥の子谷北公園、亥の子谷公園、山田西にここ公園	街区公園	1
45	ルネ千里丘公園計画区域	だいのき公園、ルネ千里丘公園、山田川公園	街区公園	1
46	あべりあ公園計画区域	竹見公園	近隣公園	1
47	にしきぎ遊園計画区域	千里南公園 高野公園	総合公園 近隣公園	2 1
48	さざんか公園計画区域	千里緑地（第4区）	都市緑地	1
49	山田西第2公園計画区域	山田西第2公園	街区公園	1
50	山田下ふれあい公園計画区域	山田公園、山田下公園、山田下ふれあい公園、山田小川公園	街区公園	1
51	千里台公園計画区域	千里台公園	街区公園	1
52	長野公園計画区域	尺谷公園、長野西公園、長野公園、千里丘西公園	街区公園	1
53	千里丘つくし野遊園計画区域	千里丘つくし野公園（仮称）	街区公園	1
54	千里丘上公園計画区域	星ヶ池公園、千里丘上公園	街区公園	1
55	新芦屋上公園計画区域	新芦屋中央公園	近隣公園	1
56	青葉丘公園計画区域	青葉丘公園	街区公園	1
57	さるすべり公園計画区域	津雲公園	近隣公園	1
58	王子公園計画区域	山田西公園	近隣公園	1
59	山田上王子池公園計画区域	山田駅東公園、山田上王子池公園	街区公園	1
60	引谷公園計画区域	山田東公園、引谷公園	街区公園	1
61	はぎのき公園計画区域	はぎのき公園、おばな公園	街区公園	1
62	古江ふれあい遊園計画区域	古江公園	近隣公園	1
63	ふじのき公園計画区域	千里北公園 藤白公園	総合公園 近隣公園	1 1
64	フェニックス遊園計画区域	くちなし公園	近隣公園	1
65	こでまり公園計画区域	青山公園	近隣公園	1
66	上山田公園計画区域	千里北公園	総合公園	2
	合計			70



第5章
公園便所の
仕様標準

1 規模・構造・配置・主要設備

(1) 規模・構造

公園便所の規模・構造に関する仕様標準を表5-1-1のとおり設定します。タイプは、大・中・小の3種類とし、タイプ毎に設置対象公園、規模（建築面積）、構造（種別）を設定します。ただし、タイプ大の便所を設置する主要な都市公園（8箇所）には、「都市公園等整備・管理方針」において、官民連携による公園の魅力向上を図ることとしていることから、タイプ大の便所を少なくとも1箇所以上設置した上で、公園の魅力向上に繋がる便所の設置を別途検討することとします。

表 5-1-1 公園便所の規模・構造標準

仕様標準のタイプ	設置対象公園	規模 (建築面積)	構造 (種別)	年間費用 ^{※1}	建設費 ^{※2}
大	主要な都市公園 (8箇所)	24.61 m ²	鉄筋 コンクリート造	121万円/年	3,600万円/箇所
中	近隣公園・街区公園 ・千里緑地(第4区)	17.75 m ²	鉄筋 コンクリート造	98万円/年	2,700万円/箇所
小	設置スペース等に 制約のある公園	9.98 m ²	鉄筋 コンクリート造	69万円/年	2,200万円/箇所

※1 年間費用の算出根拠は、「資料編 資料6 標準仕様タイプの公園便所に係る年間費用」を参照。

※2 建設費は、建築工事、外構工事、機械設備工事、電気設備工事、共通費、消費税（10%）の合計。

※3 仕様標準の詳細は、別途設計を行い決定。

(2) 配置・主要設備

公園便所の配置・主要設備に関する仕様標準を図5-1-1のとおり設定します。また、いずれのタイプにおいても、入口付近に防犯カメラを設置し、防犯対策を行います。

なお、タイプ大は従来のタイプ大、タイプ中は従来のタイプ小、タイプ小は多機能便房に男子便所を付加した仕様が基本となっており、和式便器を大便器（洋式）に変更するなど、一部変更を行っています。

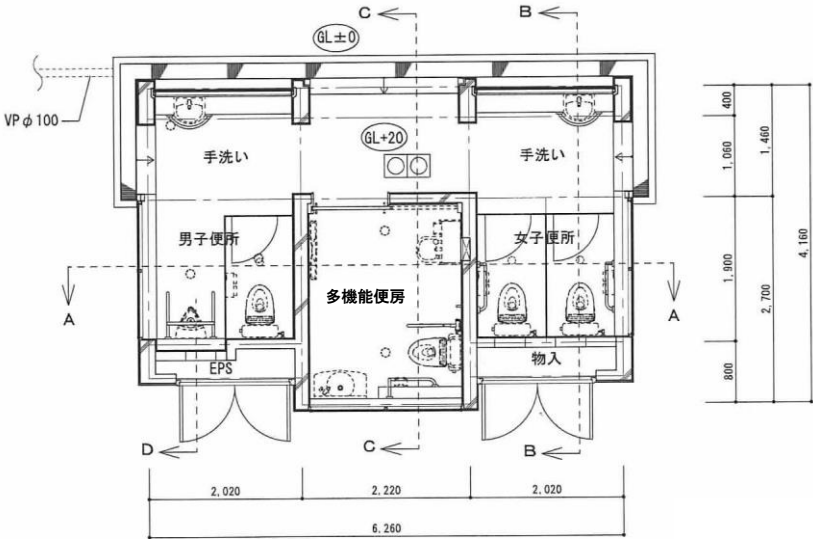
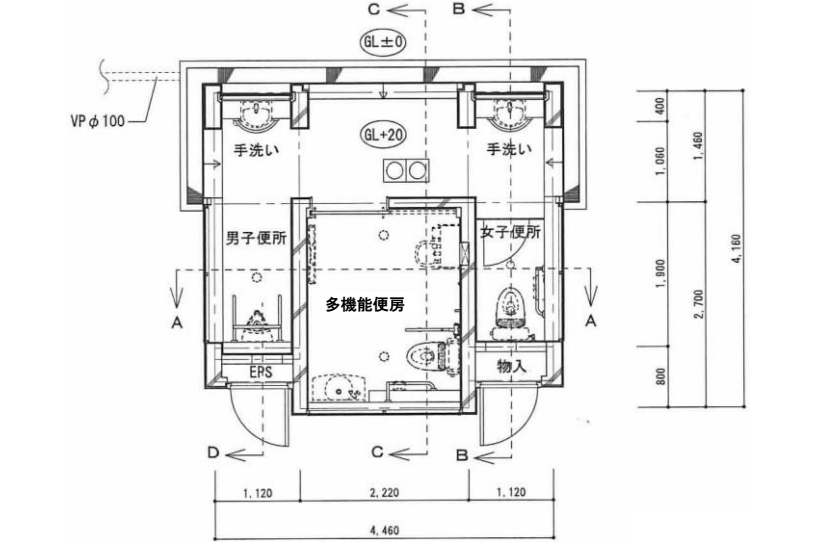
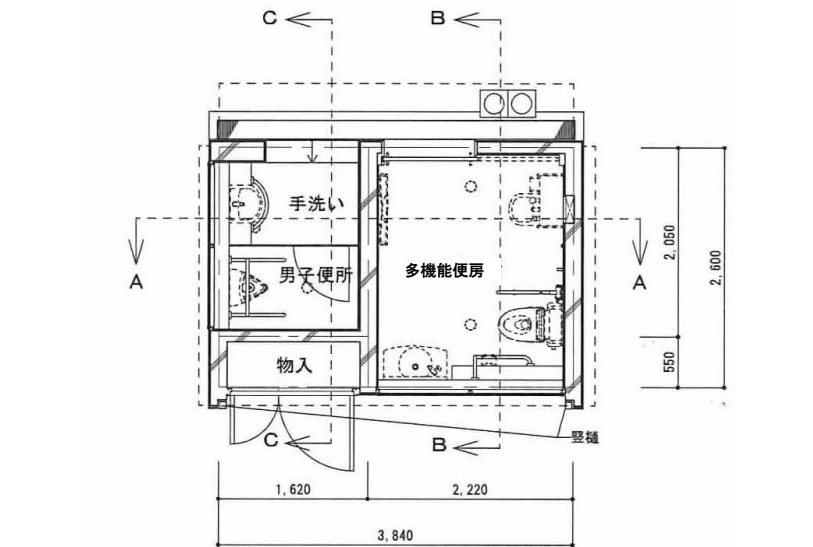
配置平面図（案）	主要設備の種類と数
<p>仕様標準「タイプ大」</p> 	<p>男性便所</p> <ul style="list-style-type: none"> 大便器 1基 小便器 1基 洗面器 1基 <p>女性便所</p> <ul style="list-style-type: none"> 大便器 2基 洗面器 1基 <p>多機能便房</p> <ul style="list-style-type: none"> 大便器 1基 洗面器 1基
<p>仕様標準「タイプ中」</p> 	<p>男性便所</p> <ul style="list-style-type: none"> 小便器 1基 洗面器 1基 <p>女性便所</p> <ul style="list-style-type: none"> 大便器 1基 洗面器 1基 <p>多機能便房</p> <ul style="list-style-type: none"> 大便器 1基 洗面器 1基
<p>仕様標準「タイプ小」</p> 	<p>男性便所</p> <ul style="list-style-type: none"> 小便器 1基 洗面器 1基 <p>女性便所</p> <p>—</p> <p>多機能便房</p> <ul style="list-style-type: none"> 大便器 1基 洗面器 1基

図 5-1-1 公園便所の配置・主要設備標準

大便器（腰掛式便器）	小便器
 <p data-bbox="347 719 639 752">(健都レールサイド公園)</p>	 <p data-bbox="1023 719 1177 752">(大井池公園)</p>
洗面器	多機能便房
 <p data-bbox="411 1223 572 1256">(大井池公園)</p>	 <p data-bbox="954 1223 1246 1256">(健都レールサイド公園)</p>

図 5-1-2 公園便所の主要設備の種類

2 バリアフリー

ユニバーサルデザインによる全ての人々が使用しやすい公園便所づくりを推進するため、バリアフリー新法と都市公園移動等円滑化基準に則り、また、移動等円滑化整備ガイドラインの解説を参考に、公園便所のバリアフリーに関する仕様基準を設定します。

表中の用語説明

■ 法令	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めた省令
■ ガイドライン	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり【改訂版】都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説
■ 吹田市	本計画で設定する仕様基準

(1)公園便所全般

公園便所全般の基準を表5-2-1のとおり設定します。公園便所全般の基準は、都市公園内の全ての便所に適合義務が生じます。

表 5-2-1 公園便所全般の基準

適合要素	適合数値	法令	ガイドライン	吹田市
床の表面	滑りにくい	○	○	○
男子用小便器	床置き式や壁掛式で、受け口高さ 35 cm以下 ※設ける場合 1 以上	○	○	○
男子小便器用手すり	※バリアフリー基準に適合する男子用小便器を設ける場合 1 以上併設	○	○	○

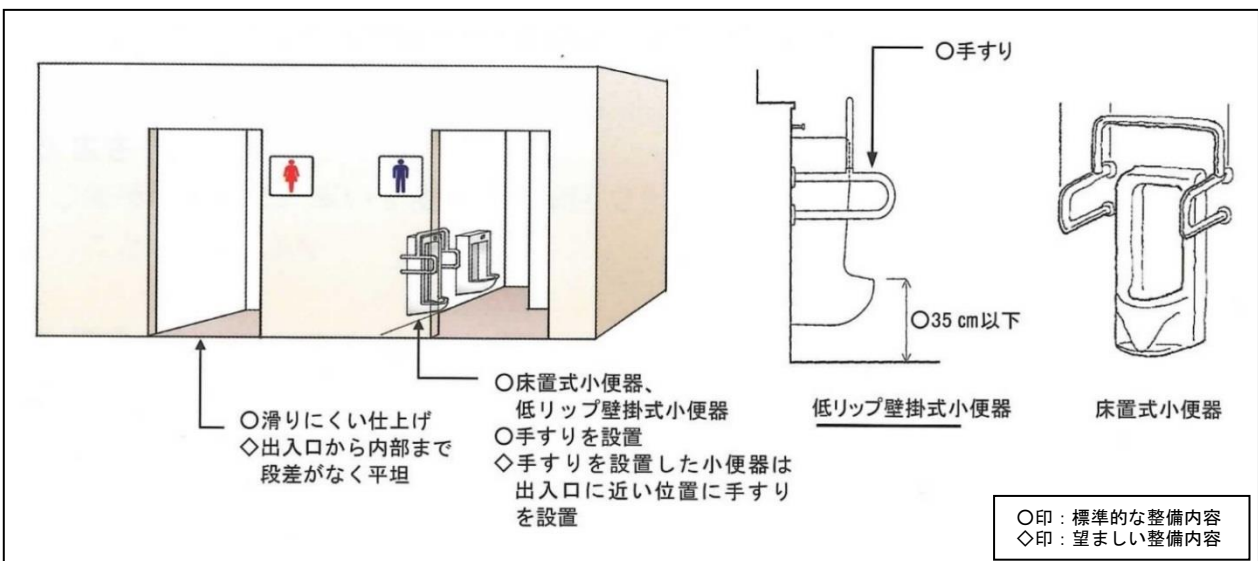


図 5-2-1 公園便所全般の基準

(出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説)

(2)多機能便房がある公園便所の構造

多機能便房がある公園便所の構造基準を表 5-2-2 のとおり設定します。多機能便房がある公園便所の構造は、車いす使用者等が円滑に便房まで移動できるよう配慮し、出入口の幅や車いすの回転に必要な広さを確保する必要があります。

表 5-2-2 多機能便房がある公園便所の構造基準

適合要素	適合数値	法令	ガイドライン	吹田市
出入口 幅	有効幅 80 cm以上	○	○	○
出入口 段	なし ※やむを得ない場合は傾斜路を併設	○	○	○
出入口 標識	配慮内容を表示 (障がい者、オストメイト等)	○	○	○
出入口の戸 幅	有効幅 80 cm以上 ※設ける場合	○	/	○
出入口の戸 構造	開閉・通過が容易 ※設ける場合	○	/	○
広さ(多機能便房の手前)	車いす利用に適応 (150×150 cm以上)	○	○	○

() 内：法律に記載ないが、ガイドラインに記載あり



図 5-2-2 多機能便房がある公園便所の構造基準

(出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説)

(3)多機能便房の構造

多機能便房の構造基準を表5-2-3のとおり設定します。

表5-2-3 多機能便房の構造基準

適合要素	適合数値	法令	ガイドライン	吹田市
出入口 幅	有効幅 80 cm以上	○	○	○
出入口 段	なし	○	○	○
出入口 標識	障がい者等の配慮内容を表示するものを設置	○	○	○
出入口の戸 幅	有効幅 80 cm以上 ※設ける場合	○	○	○
出入口の戸 構造	開閉・通過が容易（引き戸など）※設ける場合	○	○	○
広さ	車いす利用に適応（200×200 cm以上）	○	○	○
腰掛便座	設置（高さ 40～45 cm）（JIS 規格準拠）	○	○	○
腰掛便座の手すり	設置（JIS 規格準拠）	○	○	○
水洗器具	障がい者等の円滑な利用に適した構造を有するものを設置（JIS 規格準拠）	○	○	○
蛇口	（操作が容易なセンサー・レバー式）	△	○	○
洗浄スイッチ	（押しボタン式など。操作部及び紙巻器の配置及び寸法：JIS 規格）	△	○	○

() 内：法律に記載ないが、ガイドラインに記載あり

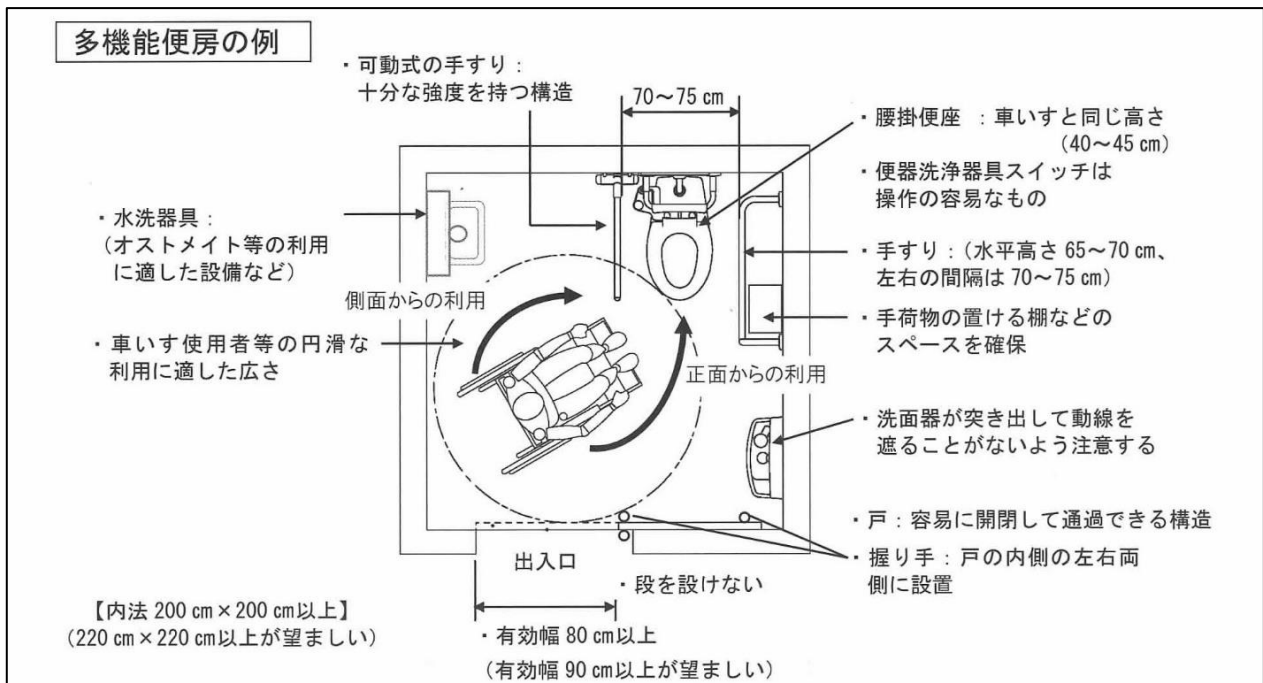


図5-2-3 多機能便房の構造例

(出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説)



図 5-2-4 水洗器具の例
(出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説)

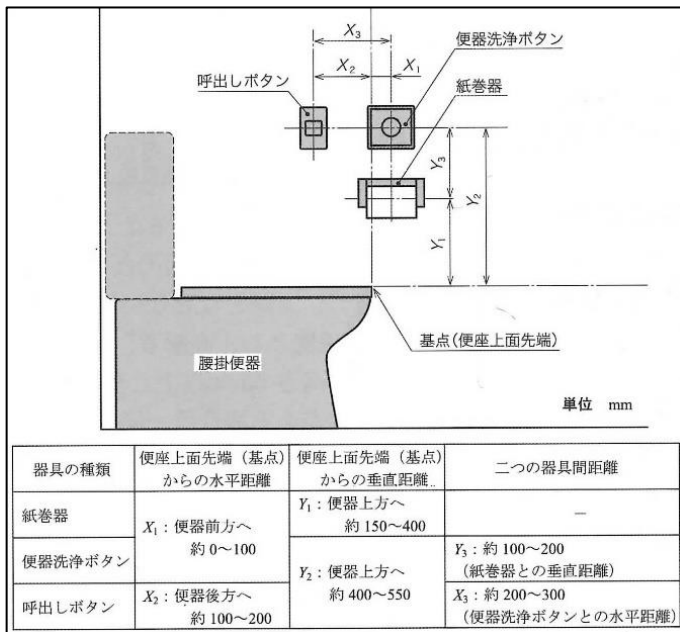


図 5-2-5 洗浄スイッチ等の配置及び寸法（JIS 規格）
(出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説)

(4)多機能便房の設備

多機能便房の設備基準を表 5-2-5 のとおり設定します。法令に基準が設定されていないため、ガイドラインに示されている「○印：標準的な整備内容」を基本に設定しています。

表 5-2-5 多機能便房の設備基準

設備名	仕様	法令	ガイドライン	吹田市
大便器（腰掛式便器）○	洋式		1基	1基
大便器用背もたれ◇			1基	
大便器用手すり○	固定L型		1基	1基
大便器用手すり○	可動式		1基	1基
洗面器○			1基	1基
小型手洗い器◇			1基	
オストメイト専用汚物流し◇			1基	1基
乳児用おむつ交換シート○			1基	(1基)
折りたたみ式おむつ交換シート◇			1基	
ベビーチェア◇			1基	
荷物置き場○			1基	1基
フック○			1基	1基
紙巻器（ペーパーホルダー）○	ステンレス、2連		1基	1基
便器洗浄ボタン○			1基	1基
呼出しボタン○			1基	1基
平面鏡○			1基	1基
姿見鏡◇			1基	

○印：標準的な整備内容
◇印：望ましい整備内容
()：将来対応

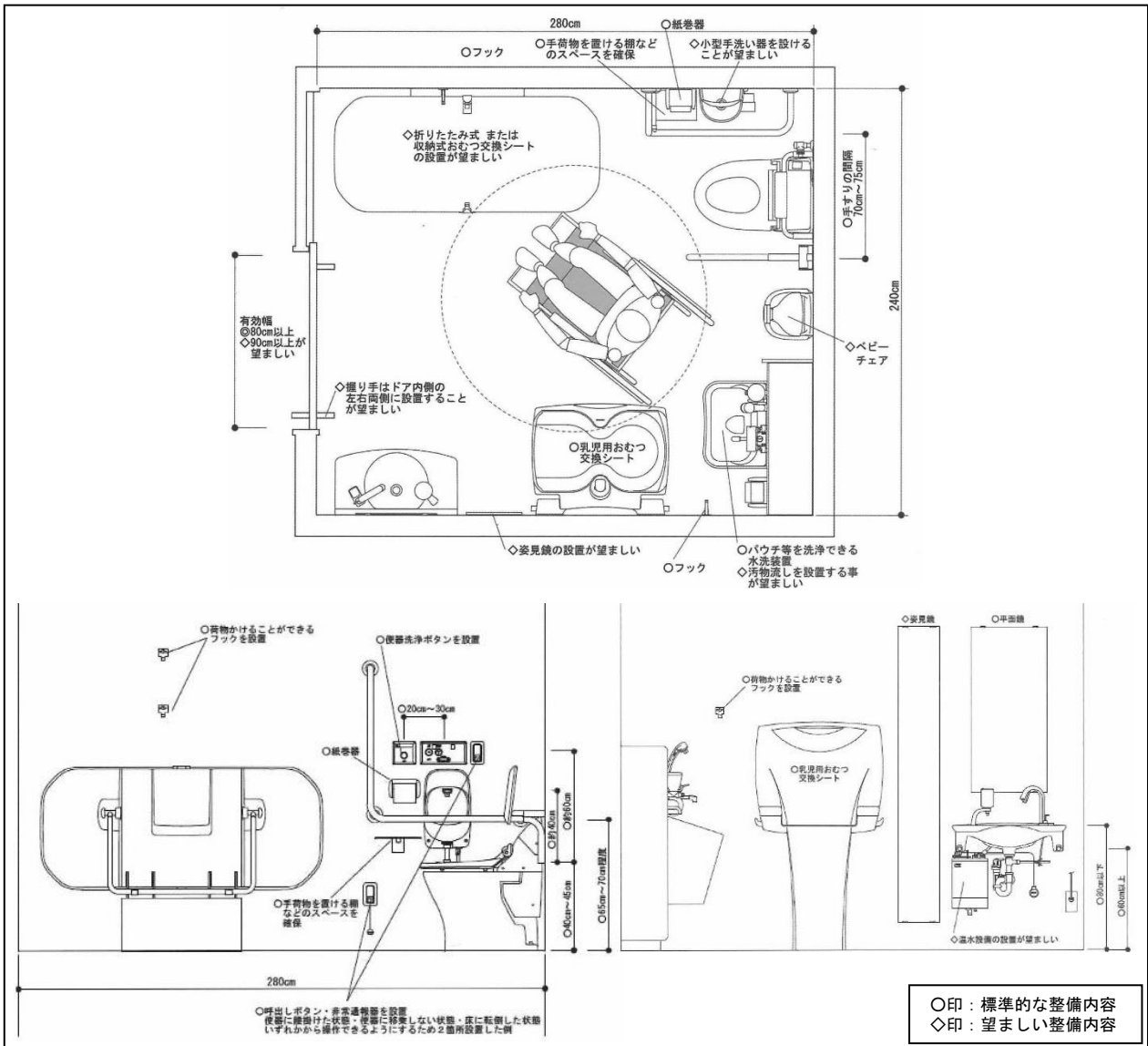


図 5-2-6 多機能便所の設備設置例

(出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説)



図 5-2-7 設備のイメージ写真 (健都レールサイド公園の多機能便房)

3 防災機能


避難地指定されている都市公園の便所には、新設時等に防災物品の収納スペースを設け、①防災機能の即時発揮、②低コスト、③速やかなし尿の収集・処理に優れる非常用便所（組立簡易式トイレまたは携帯トイレ）を備蓄することで防災機能を付加します。非常用便所の入手方法は、今後関係室課と協議し、工事による納品や複数部署による一括購入等の中から最適な方法を選択します。また、非常用照明の設置等にも努め、更なる防災機能の強化を図ります。（詳細は、「資料編 資料7 『避難地指定されている都市公園の便所に付加すべき防災機能』 検討結果」を参照。）

凡例

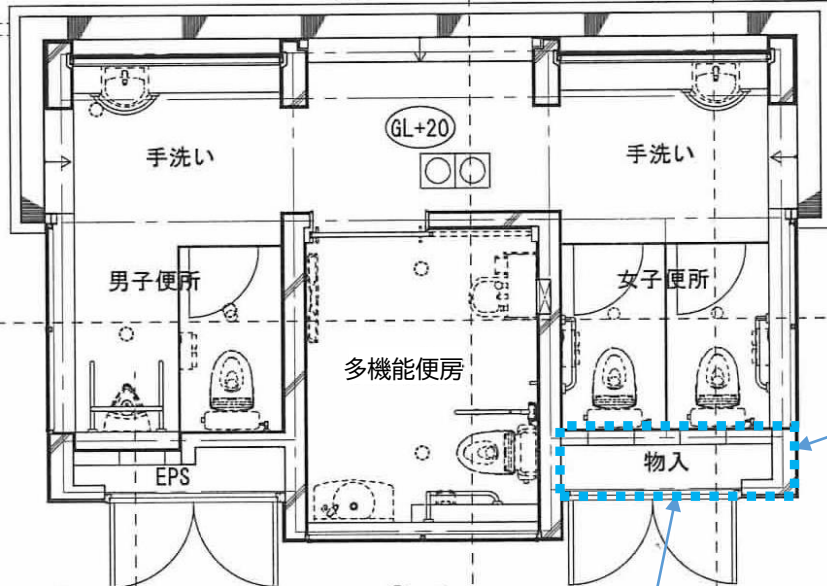
- ◆：付加する防災機能のイメージ
- ：災害時に得られる効果

◆非常用照明の設置

- 災害時にエネルギーを自律的に供給できるため、停電時の夜間等の安全性確保や目印となります。



ソーラー照明 イメージ図
(新しいみ公園)




◆バッテリーの備蓄

- 停電時の電源として、スマートフォン等の充電ができます。


◆パイプスペースの活用等による収納スペースの確保

- 災害時の備えとして、防災物品（非常用便所等）の収納ができます。

■屋内型（ダンボールトイレ）
(ダンボールの組立式便器に便袋をつけて使用)



■携帯トイレ
(既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ)



防災物品（非常用便所）イメージ図
(出典：災害廃棄物処理計画（改訂版）（平成30年（2018年）7月）)

図 5-3-1 公園便所に付加する防災機能のイメージ

4 魅力向上機能

主要な都市公園（8箇所）には、「都市公園等整備・管理方針」において、官民連携による公園の魅力向上を図ることとしていることから、タイプ大の公園便所を少なくとも1箇所以上設置した上で、公園の魅力向上に繋がる便所の設置を別途検討することとします。

公園の魅力向上に繋がる便所の他市事例

渋谷区 代々木深町小公園



透明トイレ（外観）



多機能便房（内観）

- ・日本財団が誰もが快適に利用できる公共トイレの設置プロジェクト「THE TOKYO TOILET」を実施。
- ・世界的な建築家やデザイナーが手掛けたトイレを渋谷区内の計17箇所に順次設置。
- ・代々木深町小公園のトイレは、調光フィルムを貼ったガラス張りの建物で、利用者がいないときはフィルムに電気を流すことでガラスが透明となり、中が見えている状態に。トイレ内に入り鍵を閉めることで電気が流れなくなりガラスが不透明になる仕組み。
- ・「トイレの中はきれいか」「中には誰も入っていないか」といった公共トイレの不安を払拭するとともに、夜にはまるで美しい行灯のように公園を照らすことが狙い。

岡山市 西川緑道公園



トイレの改装後イメージ（外観）



パウダールーム（内観）

- ・ネーミングライツ（命名権）の制度を活用し改装を実施。
- ・民間活力を生かして公園の魅力向上や地域環境の改善を図ることが狙い。
- ・改装後は、新たに「パウダールーム」を設置。
- ・完成後もボランティアでメンテナンスを実施中。
- ・工事施工者が自主的に週5回の便所清掃を実施中。



第6章 公園便所
事業計画(案)

1 公園便所事業計画(案)

(1)計画の内容

第4章に示す設置基準に合致し、新設・撤去・更新の対象となる公園便所は、本章に示す事業実施要件のいずれかを満足する場合に限り、地域の意向を十分に確認した上で、事業化することとします。事業化にあたっては、本計画に基づく実行計画として、概ね10年間の事業内容を年次的に示した「公園便所事業計画」を作成します。ただし、土地区画整理事業や緑化重点地区整備事業等により、公園の新規整備や大規模な再整備の中で実施する場合は、当該事業計画（以下、「個別事業計画」という。）に位置づけます。また、都市計画事業認可制度も活用します。

なお、改築・補修の対象となる公園便所は、「公園便所事業計画」による事業化を行わず、表6-1-1に示す事業実施要件のいずれかを満足する場合に、通常の公園管理事業により適宜実施します。

事業化にあたって必要となる地域の意向確認は、本計画策定後に順次行うこととし、以下本章では、事業実施要件と事業実施優先順位決定方法を設定します。

表 6-1-1 改築・補修の対象となる公園便所の事業実施要件

事業区分	事業実施要件
改築	●撤去又は更新の予定がない便所であって、構造部分の一部を改築することで、都市公園移動等円滑化基準に適合する便所
補修 (通常)	●概ね3年以内の撤去又は更新の予定がない便所であって、設備補修や安全対策等が必要である便所
補修 (簡易)	●設備補修や安全対策等が必要である便所

(2)事業実施要件

① 事業実施要件

新設・撤去・更新の対象となる公園便所の事業実施要件は、表6-1-2のとおりとします。ただし、新設・更新の対象となる公園便所は、主要な都市公園及び避難地指定される都市公園に設置するものを除き、事業実施要件のいずれかを満たす場合であっても、公園周辺（敷地境界から概ね80m以内の範囲）に担保性・公共性のある便所が設置されているときは、事業実施の必要性を十分に検討することとします。

表 6-1-2 新設・撤去・更新の対象となる公園便所の事業実施要件

事業区分	設置基準	事業実施要件
新設	設置対象公園に該当し、標準設置数を超過しない都市公園	●地域の新設意向がある便所
撤去	設置対象公園に該当しない便所又は標準設置数を超過する便所	●処分制限期間を超過する便所であって、市が改修等による長寿命化が不可能であると判断する便所又は地域の撤去意向がある便所 ●同一都市公園等計画区域内に本設の便所がある場合における仮設の便所
更新	設置対象公園に該当し、標準設置数を超過しない便所	●処分制限期間を超過する便所であって、市が改修等による長寿命化が不可能であると判断する便所又は地域の更新意向がある便所

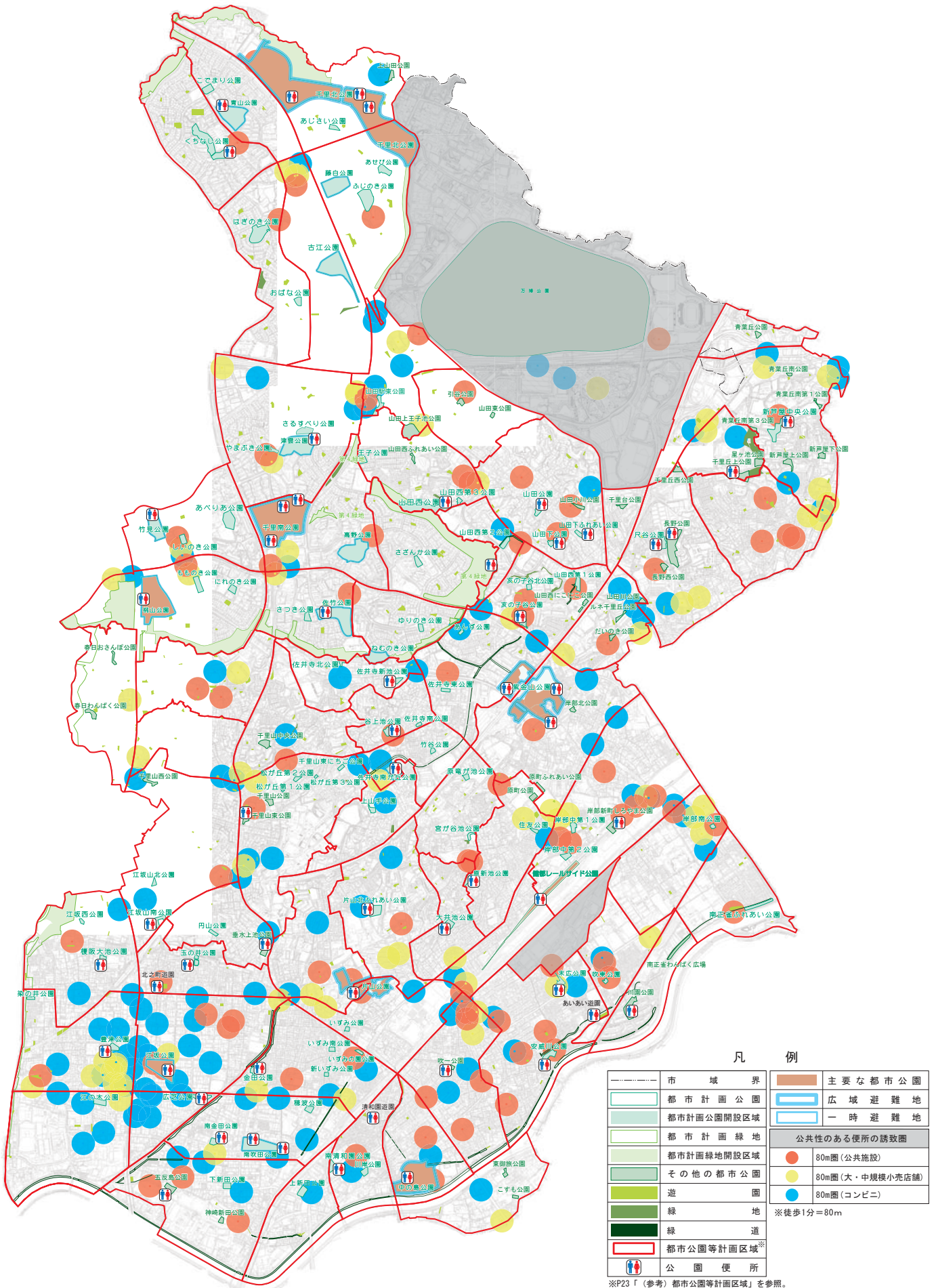


図6-1-1 公共性のある便所の配置現況図(令和元年度(2019年度)末現在)

② 新設・更新の事業実施判断フロー

設置基準（図 4-1-1 公園便所の設置基準に基づく対応方針（新設・撤去・更新・非設置）判断フロー）において、新設の対象と判断する公園便所は図 6-1-1、更新の対象と判断する公園便所は図 6-1-2 に示すフローに従い判断します。

新設の対象

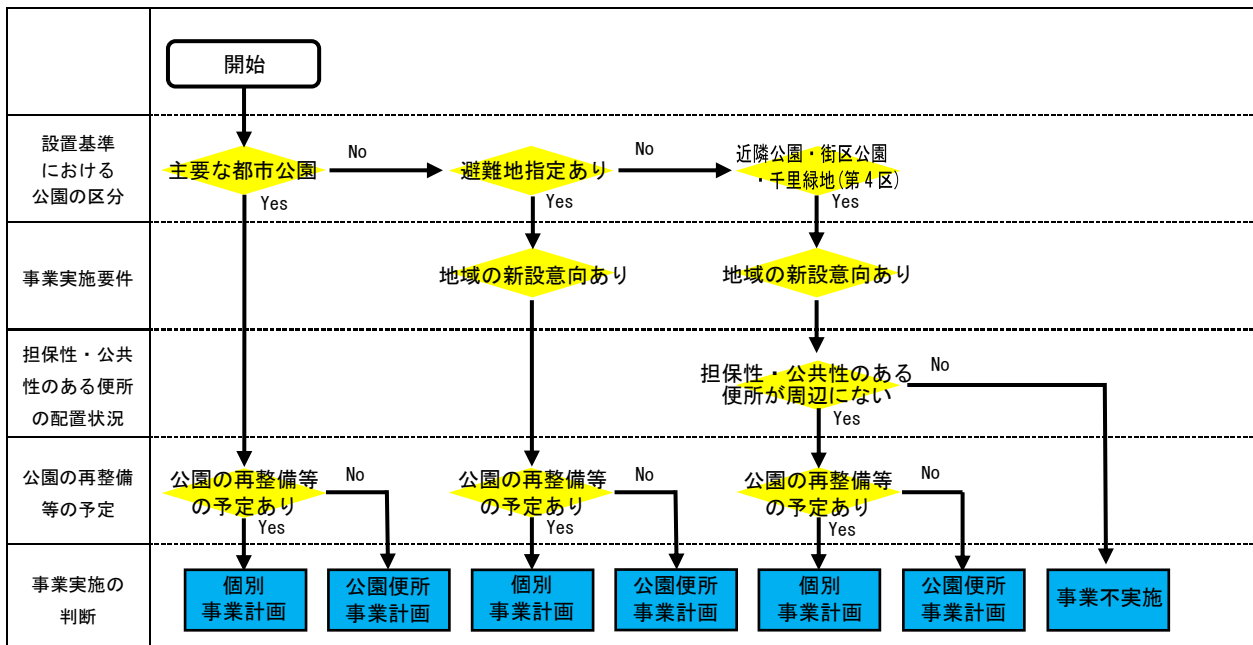


図 6-1-1 「設置基準に合致し、新設の対象となる公園便所」に係る事業実施判断フロー

更新の対象

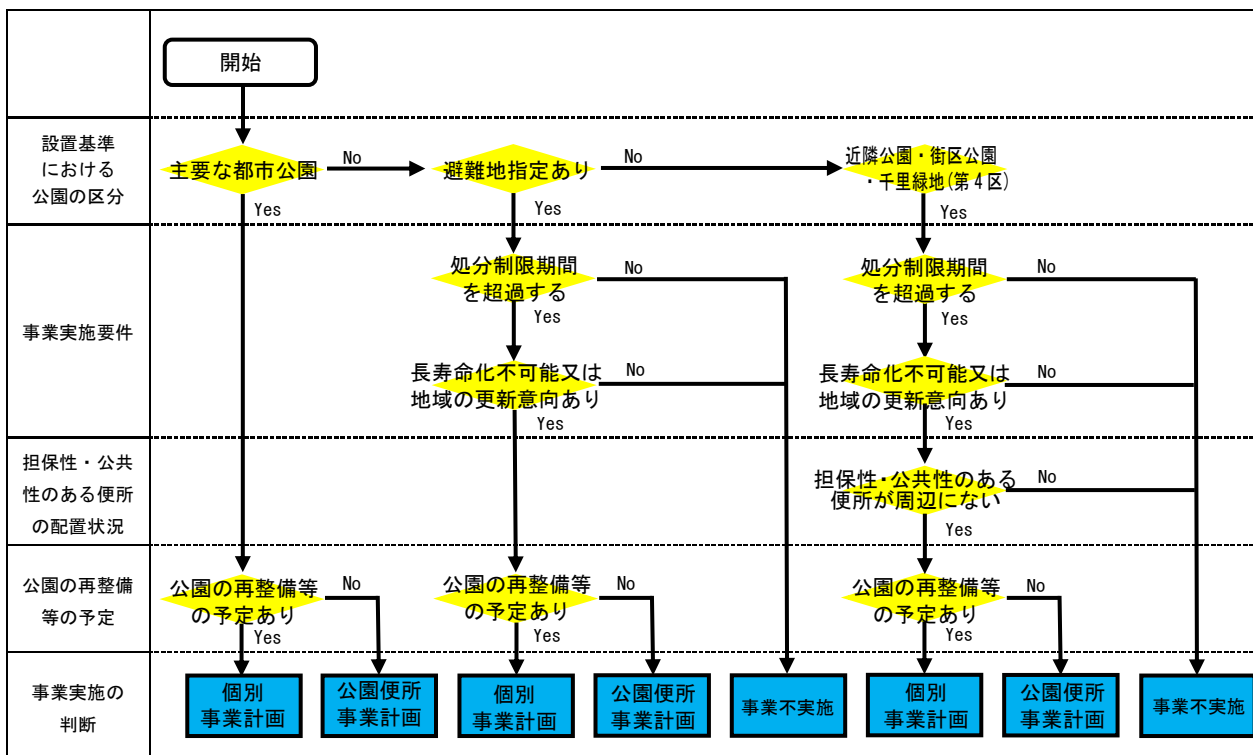


図 6-1-2 「設置基準に合致し、更新の対象となる公園便所」に係る事業実施判断フロー

(3)事業実施優先順位決定方法

事業実施要件と地域意向を確認した結果、新設・更新の事業化が必要であると判断した公園便所は、次の方法に従い事業実施優先順位を決定することとします。また、撤去の事業化が必要であると判断した公園便所は、速やかに事業実施することとします。

現時点において、新設・更新の事業実施要件を満足する公園便所（地域意向は未確認）について、事業実施優先順位を評価した結果、新設は表 6-1-3、更新は表 6-1-4 のとおりです。

評価項目	評価方法
① 公園便所の設置状況	同都市公園等計画区域内に公園便所が設置されていない場合は「○」、設置されている場合は「×」とする。
② 要望	自治会による要望がある場合は「○」、自治会以外の団体による要望がある場合は「△」、要望がない場合は「×」とする。 ※個人による要望は対象外とする。
③ 更新	更新であって処分制限期間超過年数が10年以上の場合は「○」、10年未満の場合は「△」とする。
④ 公園種別	総合公園、地区公園、近隣公園、都市緑地、街区公園の順とする。

各評価項目の点数：○ 1点、△ 0.5点、× 0点

合計点数：新設は評価項目①～②、更新は評価項目①～③の点数を合算した点数。

優先順位：1) 合計点数の高い順とする。

2) 優先順位1が同一の場合、新設は評価項目①→②、更新は評価項目①→③の順に点数が高い順とする。

3) 優先順位1と2が同一の場合、評価項目④の評価方法に従う。

※補助金の活用が決定した公園は、交付時期に合わせて順位を入れ替えることがあります。

表 6-1-3 新設に係る事業実施要件を満足する公園便所の事業実施優先順位評価結果（令和元年度（2019年度）末時点）

公園名称	評価項目			合計 点数	順位
	①	②	④		
	公園便所の 設置状況	要望	公園種別		
古江公園	○	○	近隣公園	2.0	1
ねむのき公園	○	△	近隣公園	1.5	2
江の木公園	○	△	街区公園	1.5	3

表 6-1-4 更新に係る事業実施要件を満足する公園便所の事業実施優先順位評価結果（令和元年度（2019年度）末時点）

公園名称	評価項目				合計 点数	順位
	①	②	③	④		
	公園便所の 設置状況	要望	更新 処分制限期間超過年数	公園種別		
谷上池公園	○	○	○ 16年	街区公園	3.0	1
竹見公園	○	×	○ 15年	近隣公園	2.0	2
くちなし公園	○	×	○ 11年	近隣公園	2.0	3
千里緑地（第4区）	○	×	○ 11年	都市緑地	2.0	4
青山公園	○	×	△ 4年	近隣公園	1.5	5
豊津公園	○	×	△ 4年	街区公園	1.5	6
玉の井公園	×	×	○ 11年	街区公園	1.0	7
安威川公園	×	×	△ 7年	街区公園	0.5	8

吹田市公園便所基本計画

令和3年(2021年)3月

令和5年(2023年)11月一部改訂

編集・発行:吹田市 土木部 公園みどり室

〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番1号

TEL 06-6834-5364 FAX 06-6834-5486

URL <http://www.city.suita.osaka.jp>



吹田市

